

東久留米市 第4次長期総合計画 後期基本計画

“自然 つながり 活力あるまち” 東久留米



第4次長期総合計画後期基本計画の策定にあたって

東久留米市のまちの将来像「“自然 つながり 活力あるまち” 東久留米」をめざして、平成23年度から平成27年度を計画期間とする前期基本計画の5年間が経過しました。

この間、東久留米市を取り巻く社会環境は大変厳しく、少子高齢化の進行、地域経済の低迷などの影響もあり、市財政も厳しい状況が続いています。また、第4次長期総合計画のスタートと同時期に発生した東日本大震災では、東久留米市としても、安全・安心への対策の必要性がより鮮明となるなど、多岐にわたる新たな課題も生じてきています。

こうした中においても、市民のみなさまが安全に、安心して暮らせるように、基礎自治体としての責務を果たしつつ、将来のまちづくりを見据えた市政運営が必要となります。厳しい中でこそ、前向きにそして力強く東久留米市を前進させていかなければならないと考えております。

この度、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする後期基本計画を策定いたしました。今後も、少子高齢化の更なる進行や人口減少が予測される中、国においては、地方創生や一億総活躍社会の実現をめざした大きな動きがあります。また、2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、東久留米市としても市制施行50周年を迎えることとなります。そうしたことから、後期基本計画の策定にあたりましては、新たな視点での取り組みが求められ、さらに魅力あるまちづくりを積極的に推進していくため、時代の潮流や市民ニーズを踏まえた計画となるよう努めました。

今後、「“自然 つながり 活力あるまち” 東久留米」をめざして、この後期基本計画を市政運営の柱として取り組んでまいります。また、後期基本計画を推進するものとして、「財政健全経営計画」と「東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略」も策定し、将来にわたり持続可能な市政運営を行っていくため、不断の行財政改革を進めながらも、地域の活性化を図り、まちの魅力・価値を高めていくための取り組みを推進し、健全な財政運営と持続的成長の好循環を図ってまいります。そして魅力ある東久留米市において、まだまだ潜在する魅力をさらに引き出し、まちの魅力と価値を市民のみなさまとともに共有しながら高めてまいりたいと思います。



東久留米市長

並木克巳

目次

はじめに

- 1 後期基本計画策定の意義 2
- 2 総合計画の体系 3
- 3 東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略・財政健全経営計画との係わり 5
- 4 後期基本計画 施策の体系 6

後期基本計画

計画を推進していくために

- 1. 市民と行政の協働によるまちづくり 12
 - 1-1 市民協働の推進 12
 - 1-2 市民と行政の情報共有 13
- 2. 互いに尊重しあえる意識の醸成 14
 - 2-1 平和と基本的人権の尊重 14
 - 2-2 男女共同参画の推進 15
- 3. 行財政改革の推進 16
 - 3-1 持続可能な行政運営 16
 - 3-2 財政基盤の構築 17
 - 3-3 人材の育成と活用 18

にぎわいと活力あふれるまち

- 1. 新たな活気を生み出す産業の振興と消費生活の向上 20
 - 1-1 都市農業の活性化 20
 - 1-2 商工業の活性化及び新たな産業などの創出 22
 - 1-3 消費生活の向上 24
- 2. 地域力向上への支援 25
 - 2-1 コミュニティ活動への支援 25
 - 2-2 地域間交流の推進 26

住みやすさを感じるまち

- 1. 生活の安全・安心の向上 28
 - 1-1 災害対策の充実 28
 - 1-2 防犯対策の充実 30
 - 1-3 交通安全の推進 32
- 2. 生活の快適性を支えるまちづくり 34
 - 2-1 道路の整備 34
 - 2-2 都市的土地利用と良好な住環境形成への誘導 35
 - 2-3 交通環境の充実 37
 - 2-4 公共下水道の整備 39

健康で幸せにすごせるまち

1. 高齢者福祉の推進.....	42
1-1 地域福祉基盤の育成・強化.....	42
1-2 交流の場と安全の確保.....	43
1-3 自立生活への支援.....	44
1-4 介護保険制度の運営.....	46
2. 障害者福祉の推進.....	48
2-1 日常生活への支援.....	48
2-2 日中活動への支援.....	49
2-3 障害児への療育支援.....	50
3. 健やかな生活を支える保健医療の推進.....	51
3-1 保健医療体制の充実.....	51
3-2 健康づくりの推進.....	53
3-3 医療保険制度の運営.....	54
3-4 生活の安定と自立に向けた支援.....	56

子どもの未来と文化をはぐくむまち

1. 子どもが健やかに生まれ育つことへの支援.....	58
1-1 保育サービスの充実.....	58
1-2 親と子の健康の確保及び増進.....	60
1-3 子育て家庭の経済的負担の軽減.....	61
1-4 家庭・地域における子育て支援.....	62
1-5 支えが必要な子どもと家庭への取り組み.....	64
2. 活力ある学校づくり.....	65
2-1 人権尊重と健やかな心と体の育成.....	65
2-2 確かな学力の育成.....	67
2-3 信頼される学校づくり.....	68
3. 生涯学習の推進.....	70
3-1 生涯学習活動の充実.....	70
3-2 図書館サービスの充実.....	72
3-3 文化財の保護・活用.....	74
3-4 市民スポーツの振興.....	76

地球環境にやさしいまち

1. 水と緑にふれあうまちづくり.....	78
1-1 水辺環境の保全と活用.....	78
1-2 緑の保全と活用.....	79
2. 環境負荷低減の推進.....	81
2-1 総合的環境施策の推進.....	81
2-2 資源循環型社会の推進.....	82

資料編

東久留米市第4次長期総合計画 基本構想.....	86
東久留米市第4次長期総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱.....	89
用語集.....	91

文中で「※」の付いている言葉は用語集に説明を掲載しています。

はじめに

1 後期基本計画策定の意義

本市では、平成23年3月に「第4次長期総合計画」を策定し、市の将来像である「“自然 つながり 活力あるまち” 東久留米」の実現に向け、政策を体系的にまとめた前期基本計画に基づき、まちづくりに取り組んできました。

しかしながら、前期基本計画の策定から5年が経過し、少子高齢化のさらなる進行、平成26年に施行された「まち・ひと・しごと創生法」における国の戦略との連携、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催など、今後5年間あるいはそれ以降の本市の発展に向けさまざまな課題が発生しており、新たな視点での取り組みが求められています。

こうした状況のなかで、魅力あるまちづくりを積極的に推進していくため、時代の潮流や市民ニーズの変化を踏まえたうえで、基本構想に基づき、新たに「第4次長期総合計画 後期基本計画」を策定するものです。

後期基本計画は、前期基本計画の評価を踏まえ、今後5年間に推進しようとする基本的な施策並びにこの施策を計画的・体系的に実施するための主要事業などを明示するものです。

2 総合計画の体系

1. 第4次長期総合計画の構成

第4次長期総合計画は、「基本構想」・「基本計画」から構成され、東久留米市における長期的かつ総合的なまちづくりの指針として、最上位に位置づけられるものです。

(1) 基本構想

基本構想は、本市がめざすまちの将来像やまちづくりの基本理念を定め、その実現に向けた施策の大綱を示すものであり、計画的な行政運営の指針となるものです。

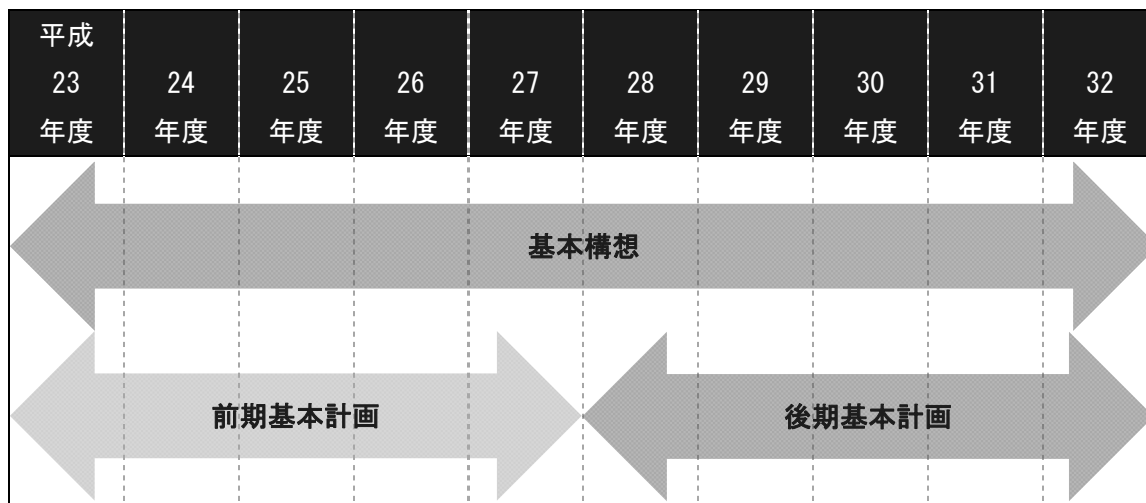
(2) 基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための施策の大綱に基づいて、分野別に現状と計画期間中の課題とそれらを踏まえた方向性を示すとともに、諸施策を総合的に体系化するものです。

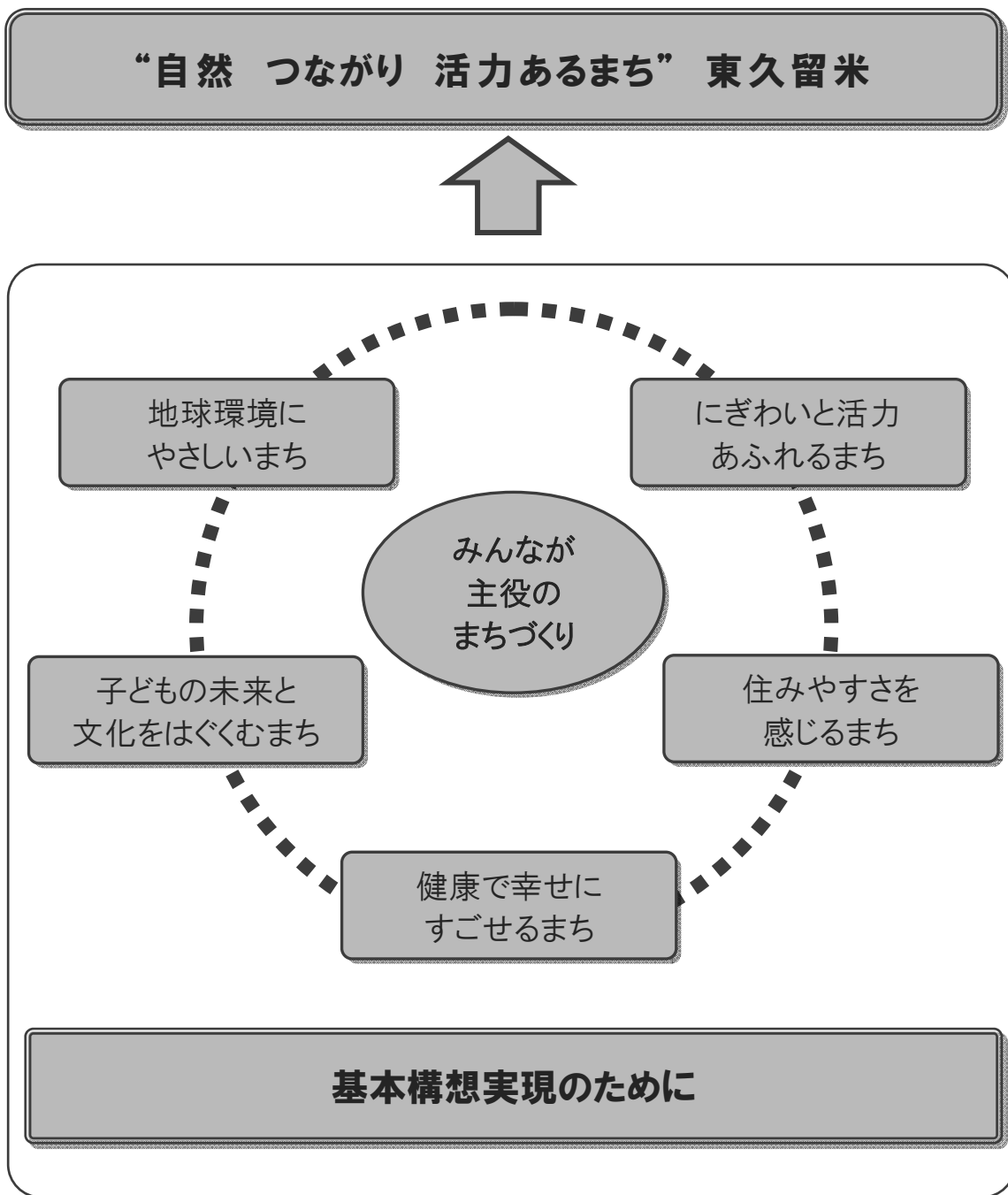
2. 後期基本計画の期間

(1) 基本構想は、平成23年度を初年度とし、目標年度を平成32年度とします。

(2) 基本計画は、平成23年度から平成27年度までの5年間を前期計画、平成28年度から平成32年度までの5年間を後期基本計画とします。



3. 基本構想体系図



3 東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・財政健全経営計画との係わり

後期基本計画はめざすべき「まちづくり」に向けて、体系的に諸施策を取りまとめたものですが、これらの施策を推進していくためには、行政経営資源である財源と担い手が必要です。本市の市政運営において、身の丈に合った財政運営に努め、社会情勢の変化や行政ニーズを的確に捉え、民間活力も活用しながら、中・長期的な視点を持って歳入と歳出の両面にわたり改革・改善を進め、健全で持続可能な行財政運営を推進します。

一方で、我が国は、平成20（2008）年をピークとして人口減少局面に入っています。国は、平成26年末に示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略^{*}」において、地方は、人口減少を契機に、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラル（悪循環の連鎖）に陥るリスクが高いとの考えを示しており、まち・ひと・しごと創生は、人口減少克服と地方創生をあわせて行うことにより、将来にわたって活力ある日本社会を維持することをめざすとしています。

本市においても、地域の実情に合わせ、地域の魅力を高めていくため、国における財源措置の動向を注視しながらも、人口減少克服と地方創生をあわせて行うことにより、将来にわたって活力ある社会を維持することをめざすため、「東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略」として政策目標や施策を取りまとめています。

また、多くの行政課題を抱える中で、身の丈に合った財政運営に努め、基礎自治体としての責任を果たしつつ、将来のまちづくりを見据えた市政運営に努めていく必要があるとの考えのもと、自治体としての経営目標を示し、財政規律の視点をもって、「財政健全経営計画」として取りまとめています。

こうした「東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「財政健全経営計画」策定の取り組みを踏まえ、将来にわたり持続可能な市政運営をめざし、後期基本計画に基づく施策等を整理しています。

4 後期基本計画 施策の体系

計画を推進していくために

1 市民と行政の協働によるまちづくり

- 1-1 市民協働の推進
- 1-2 市民と行政の情報共有

2 互いに尊重しあえる意識の醸成

- 2-1 平和と基本的人権の尊重
- 2-2 男女共同参画の推進

3 行財政改革の推進

- 3-1 持続可能な行政運営
- 3-2 財政基盤の構築
- 3-3 人材の育成と活用

にぎわいと活力あふれるまち

1 新たな活気を生み出す産業の振興と消費生活の向上

- 1-1 都市農業の活性化
- 1-2 商工業の活性化及び新たな産業などの創出
- 1-3 消費生活の向上

2 地域力向上への支援

- 2-1 コミュニティ活動への支援
- 2-2 地域間交流の推進

住みやすさを感じるまち

1 生活の安全・安心の向上

- 1-1 災害対策の充実
- 1-2 防犯対策の充実
- 1-3 交通安全の推進

2 生活の快適性を支えるまちづくり

- 2-1 道路の整備
- 2-2 都市的土地利用と良好な住環境形成への誘導
- 2-3 交通環境の充実
- 2-4 公共下水道の整備

健康で幸せにすごせるまち

1 高齢者福祉の推進

- 1-1 地域福祉基盤の育成・強化
- 1-2 交流の場と安全の確保
- 1-3 自立生活への支援
- 1-4 介護保険制度の運営

2 障害者福祉の推進

- 2-1 日常生活への支援
- 2-2 日中活動への支援
- 2-3 障害児への療育支援

3 健やかな生活を支える保健医療の推進

- 3-1 保健医療体制の充実
- 3-2 健康づくりの推進
- 3-3 医療保険制度の運営
- 3-4 生活の安定と自立に向けた支援

子どもの未来と文化をはぐくむまち

1 子どもが健やかに生まれ育つことへの支援

- 1-1 保育サービスの充実
- 1-2 親と子の健康の確保及び増進
- 1-3 子育て家庭の経済的負担の軽減
- 1-4 家庭・地域における子育て支援
- 1-5 支えが必要な子どもと家庭への取り組み

2 活力ある学校づくり

- 2-1 人権尊重と健やかな心と体の育成
- 2-2 確かな学力の育成
- 2-3 信頼される学校づくり

3 生涯学習の推進

- 3-1 生涯学習活動の充実
- 3-2 図書館サービスの充実
- 3-3 文化財の保護・活用
- 3-4 市民スポーツの振興

地球環境にやさしいまち

1 水と緑にふれあうまちづくり

- 1-1 水辺環境の保全と活用
- 1-2 緑の保全と活用

2 環境負荷低減の推進

- 2-1 総合的環境施策の推進
- 2-2 資源循環型社会の推進

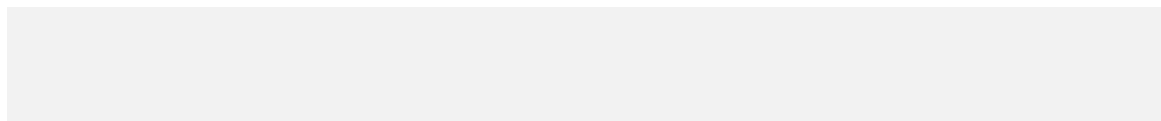
後期基本計画

基本目標

計画を推進していくために

基本的な施策

- 市民と行政の協働によるまちづくり
- 互いに尊重しあえる意識の醸成
- 行財政改革の推進



基本的な施策

1. 市民と行政の協働によるまちづくり

基本的な事業 1-1 市民協働の推進

価値観やライフスタイルの多様化により、市民ニーズや地域の課題が複雑化しているなか、ひとり暮らしの高齢者・障害者の見守りや子育て支援、防災・防犯、環境保全、健康づくり、地域振興など、地域のさまざまな課題をすべて行政だけで解決することは難しくなっています。

地域が発展し、住みやすいまちとしていくためには、より多くの市民が主体的に地域に関わりを持ち、市民と行政とが対等な立場でそれぞれの長所を生かし補完しながら、地域の課題解決のために協力し合い、協働*のまちづくりを進めていく必要があります。

本市の協働についての基となる『協働の指針』を策定してから一定の年数が経過していることから、これまでに市民と市が取り組んできた協働事業について検証を行い、課題を整理し、これからの協働事業の進展に向けて取り組みます。

地域の課題解決を図るために、より多くの市民が主体的に事業へ関わられるよう、SNS*などの活用も含めた情報提供の仕組みづくりに取り組むなど、協働事業の推進に引き続き努めるとともに、市民協働に対する知識や理解を深め、さらに意識を高めていきます。

地方自治法の改正により、基本構想策定の義務付けが撤廃されたことを踏まえ、今後のまちの将来像とそれを実現するための新たな方策について検討します。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
協働の指針	平成19年度～

基本的な施策

1. 市民と行政の協働によるまちづくり

基本的な事業 1-2 市民と行政の情報共有

市の発展のためには、行政だけでなく、市民も市政を担う一員として活躍できる「みんなが主役のまちづくり」を実現させることが重要です。

だれもが必要な情報が入手できる開かれた行政として、市政への積極的な市民参加を促進するために、市は諸活動に関する情報を提供・開示し、説明責任を果たさなければなりません。市民の知る権利を保障し、より一層の行政の透明性・公平性の確保を図ることで、市民と行政の情報の共有化を進める必要があります。

情報公開制度*の適正な運営を図り、だれもがいつでも市政の情報を入手できる体制づくりを行うとともに、職員一人ひとりが市民の立場に立った、より効果的な情報発信の手法について検討を重ねることで、情報発信力を強化し、市民との情報共有を進めます。

平成27年4月には、ホームページの運営方式の変更・再構築を行い、また新たな媒体としてSNS*の活用を開始したことで、これまで以上に充実した情報をさまざまな形でいち早く伝えられるようになりました。今後も高齢者、障害者、外国人、子どもたちなど、だれにとっても分かりやすく充実したものになるよう配慮しながら、情報のバリアフリー化*、ウェブ・アクセシビリティ*の向上に努め、ホームページや広報紙などを活用し、市の情報発信力を高めていきます。

また、市民意見を広く聴取する機会として、市民アンケートやご意見箱、パブリックコメント*を実施しています。今後も、いただいたご意見などを市政に反映させるため、ホームページの利便性を生かし、市民がより多くの声を届けやすい仕組みなどを活用して、市民生活の向上に努めます。

基本的な施策

2. 互いに尊重しあえる意識の醸成

基本的な事業 2-1 平和と基本的人権の尊重

終戦から長い年月が経ち、戦争を体験し記憶している世代が極めて少なくなり、戦争に関する資料や体験談に触れる機会も減ってきています。戦争の記憶を風化させることなく、平和の尊さや戦争の悲惨さを次世代に受け継いでいくことが求められています。

本市では「東久留米市平和都市宣言」の理念に基づき、貴重な戦争体験を伝え、平和を祈る事業を実施し、市民の平和意識の醸成を図っています。今後も平和への意識の普及啓発を行い、次世代へ引き継いでいくための取り組みに努めます。

基本的人権はすべての人に保障された権利であり、この権利を守るために、互いに認め合い、個人として尊重され、だれもが自分らしく生きられる社会の構築が必要です。被害者の声が行政に直接届きにくい児童・高齢者・障害者に対する虐待や配偶者などからの暴力などに対しては、日常的に地域や関係機関と連携を深め、早期発見と細心かつ迅速な対応に努める必要があります。個人の尊厳を傷つけるような人権問題に対応できるよう相談窓口の充実を図るとともに、すべての人が互いに尊重し、認め合うことができるよう、人権教育、啓発活動を推進します。

また、すべての人があたりまえに暮らすことができるまちづくりへの対応として、市内で生活する外国人と、文化・習慣の違いを尊重し、互いの価値観などを理解し合い、信頼関係を築いていくとともに、在住外国人が安心して市民生活を送ることができるよう支援を行っていきます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
男女共同参画社会の形成をめざす東久留米市第2次男女平等推進プラン	平成23年度～平成28年度
(仮称)東久留米市第3次男女平等推進プラン	平成29年度～
東久留米市第2次配偶者暴力対策基本計画	平成23年度～平成28年度 ※平成29年度以降(仮称)東久留米市第3次男女平等推進プランと統合予定

基本的な施策

2. 互いに尊重しあえる意識の醸成

基本的な事業 2-2 男女共同参画の推進

我が国は現在、高齢化が進行するとともに、人口減少の一途をたどり、これまでに経験したことの無い超高齢・人口減少社会のなかにあります。生産年齢人口^{*}が激減するとされるなかで、社会の持続可能性を確保、諸課題を解決するため、国や地方において、女性の活躍を推進する施策が進められています。

女性の活躍には、労働環境などを見直し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）^{*}を浸透、定着させることが必要です。

一方、東日本大震災の経験から、災害対応などにおいて、女性ならではの視点が不足していたことが顕在化し、男女共同参画社会^{*}の形成が重要であることが強く認識されました。

男女共同参画社会を形成するためには、男女共同参画の理念を市民一人ひとりが理解し、自らの行動に反映させていくことが大切です。

本市では、平成12年に「男女共同参画都市宣言」を行い、「男女平等推進プラン」を策定し、男女共同参画の意識を啓発するための講座や相談事業を実施するなど、計画的に男女共同参画施策を進めてきました。

今後も、一人ひとりが互いを尊重し、充実した家庭生活、職業生活、その他の社会生活を送ることができるように、市内各所での講座開催やインターネット、SNS^{*}なども活用し、広く男女共同参画の意識醸成を図るとともに、市民、事業者、行政が互いに連携を深め、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
男女共同参画社会の形成をめざす東久留米市第2次男女平等推進プラン	平成23年度～平成28年度
(仮称)東久留米市第3次男女平等推進プラン	平成29年度～
東久留米市第2次配偶者暴力対策基本計画	平成23年度～平成28年度 ※平成29年度以降（仮称）東久留米市第3次男女平等推進プランと統合予定

基本的な施策

3. 行財政改革の推進

基本的な事業 3-1 持続可能な行政運営

厳しい財政状況が続き、人口減少や超高齢社会を迎えるなか、将来に渡り持続可能な市政運営を行っていくためには、不断の行財政改革を進めながらも、地域の活性化を図り、まちの魅力を高めていくための取り組みを進めて行くことも必要です。そのため、本市では、平成27年度に「財政健全経営計画」を策定し、計画に沿った行政運営を進めています。引き続き自治体としての経営の目標をもって、本市の身の丈に合った財政運営に努め、基礎自治体としての責務を果たしつつ、将来のまちづくりを見据えた取り組みを推進します。

情報化の推進については、情報システム（行政事務の情報化）の利用から、多様な市民ニーズへの対応やその質の向上などを図るため、新しい情報技術を活用することにより、事務事業の見直し、費用対効果、セキュリティ※などに配慮したシステムの導入を進めていきます。また、情報システムの最適化、情報セキュリティ※の徹底及び市民の利便性の向上を図るとともに、社会保障・税番号制度※導入を機に、行政BPR※を推進し、効率的な行政運営を実現していきます。

公共施設の老朽化問題は、昨今社会的にも注目を集めており、身近な施設における経年劣化などによる課題も目立ち始めています。本市では、公共施設白書の作成を皮切りに、これにより明らかになった課題に対応するため、公共施設マネジメント※を推進し、今後見込まれる財政負担を軽減、平準化するとともに、利用需要の変化などにも対応した公共施設の運営に努め、次代を担う市民に引き継いでいきます。

効率的な行政運営のためには、他自治体と連携・協調し、情報共有や課題解決などに向けた取り組みに努めます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市財政健全経営計画	平成28年度～平成32年度
東久留米市公共施設等総合管理計画	平成29年度～平成42年度
東久留米市公共施設のあり方に関する基本方針	平成28年度～
東久留米市施設保全計画	平成28年度～
東久留米市ICT推進プラン	平成28年度～平成32年度

基本的な施策

3. 行財政改革の推進

基本的な事業 3-2 財政基盤の構築

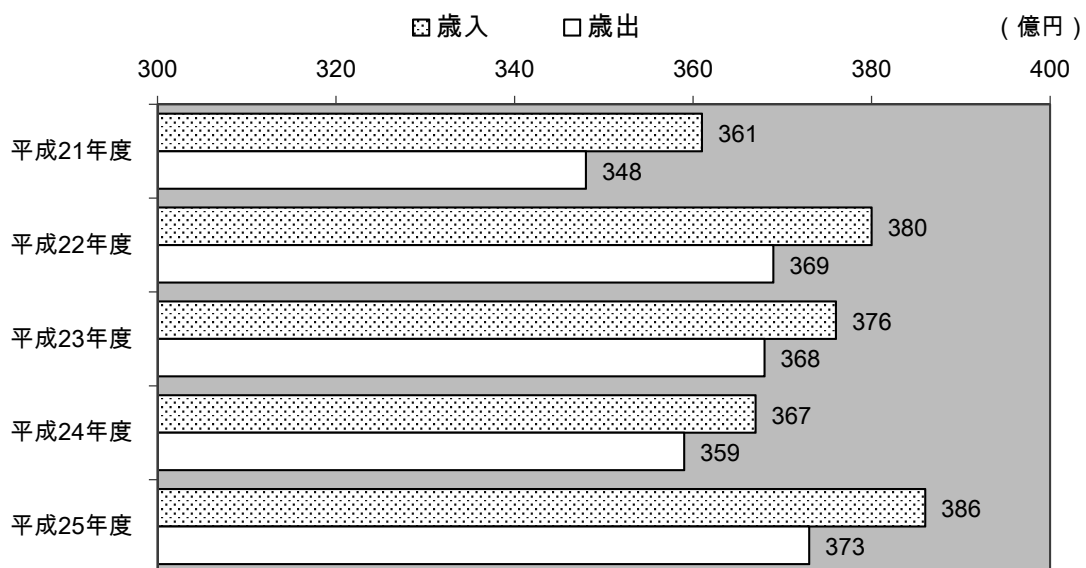
全国的な潮流と同じく、本市においても今後担税世代である生産年齢人口※が減り、税収が先細りしていく一方、高齢者人口の増加に伴う社会保障関係費用の増大に、公共施設の老朽化による改修費などの負担増も加わり、市財政をとりまく環境はますます厳しくなるものと見込まれます。こうした社会経済情勢のなかで、市民が必要とする公共サービスを維持していくためには、不断の行財政改革を進める一方で、自主財源※の確保に向けて、個人市民税に依拠した税収構造の改善に取り組むとともに、国や都の補助制度を積極的に活用するなどあらゆる特定財源※の確保に努め、身の丈に合った計画的な財政運営に取り組む必要があります。

安定的な歳入確保のために、適正な課税と税の徴収率の維持及び私債権の統一的な管理体制を確立し未収入債権処理のための取り組みを進めるとともに、使用料・手数料における受益者負担※の適正化に努めます。一方、起債（市債）※については、過大な後年度負担が発生しないよう十分に配慮しながら、活用していきます。

また、「財政健全経営計画」に財政調整基金※の水準保持のための運用方策を掲げ、目標の達成に向け取り組むとともに将来の行政需要を見込んだ基金の積み立てを図ります。

国から統一的な基準が示された新公会計制度は、現行の現金主義会計※では十分に把握できない資産等のストックや、減価償却費などの見えにくい行政コストの情報を開示するものです。新公会計制度の導入に向けた取り組みを進め、市民にとってよりわかりやすい財政状況の説明に努めていきます。

普通会計歳出入決算額の推移



資料：『統計東久留米 平成26年版』

基本的な施策

3. 行財政改革の推進

基本的な事業 3-3 人材の育成と活用

市民ニーズが多様化・複雑化し、刻々と変化する社会情勢のなかで、専門的な知識を持ち、地域のために貢献できる職員が求められています。地方自治の担い手として、絶えず職務に対する改革・改善の意識を持ち、困難にもチャレンジしていく、前向きで意欲ある職員を育成していくことが必要です。

市では、定員管理計画に基づき、最小の職員数で最大の効果を挙げる職員体制をめざし、人員削減に努めてきました。その結果、平成27年度(4月1日現在)の職員数は、597人となり、今後は、より一層の少数精鋭主義による組織体制の構築が重要です。

こうした状況を背景に、市では平成27年3月、新たな課題や視点を踏まえ、「職員人材育成基本方針」の改定を行いました。今後は、この方針で掲げる各施策の取り組みをPDCAサイクル*の手法を用いて着実に進めていきますが、職員一人ひとりの意識改革と能力開発の推進には、職員の人材育成の施策を具体的に展開していく必要があります。

人事制度では、平成28年度より個々の能力・業績を評価し、意識向上や業務改善を図るため、人事評価制度*を本格実施します。能力・職責に見合った研修制度の充実では、職場内研修、外部機関での研修、他団体への派遣研修など、より効果的かつ、多くの職員が参加できるよう内容の充実を図りながら実施します。

職場環境の整備においては、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)*を重視し、健康で働きやすい職場づくりや、多くの職員が昇任・昇格への意欲を持ち、自らの能力を高め、発揮できる環境づくりに努めます。

こうした取り組みを着実に進め、職員一人ひとりが、全体の奉仕者として、市民サービスに的確に応えられるプロフェッショナルとして、地域の人材=人財となることをめざします。

■ 関連する個別計画等

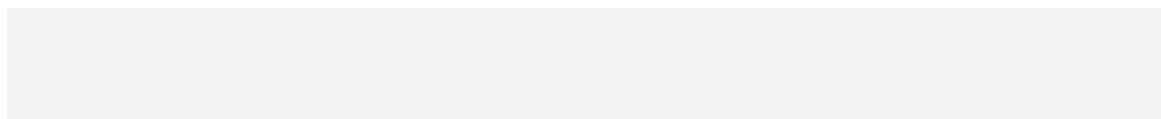
計画名等	計画等期間
東久留米市職員人材育成基本方針 (見直し改定版)	平成27年4月～

基本目標

にぎわいと活力あふれるまち

基本的な施策

- 新たな活気を生み出す産業の振興と消費生活の向上
- 地域力向上への支援



基本的な施策

1. 新たな活気を生み出す産業の振興と消費生活の向上

基本的な事業 1-1 都市農業の活性化

■ 現状と課題

近年の都市農業を取り巻く環境は、安価な輸入農産物との競争や生産コストの上昇などの経営の厳しさに加えて、従事者の高齢化や後継者不足、相続などの理由により農地の減少、規模の縮小が続いています。

都市農業は、農作物生産の他にも、緑地空間としてヒートアイランド※といった都市気候の緩和、良好な景観の形成機能、市民農園※の利用や農業体験による農業生産活動を通じた地域コミュニティ※の場の提供、災害時における防災空間としての利用といった多面的な機能を果たしています。

また、消費者の農産物に対する安全・安心志向の高まりや生産者の販売の多様化の取り組みが進むなかで、消費者と生産者を結び付ける「地産地消※」への期待が高まっています。本市では、地元の農作物を使った学校給食や農業体験などにより、地元の農業を知ってもらう取り組みや地場産農産物を活用した地域ブランド※開発、市内産農産物のPR活動を行っています。

このように都市農業の重要性が再認識されるなか、平成27年4月に都市農業の安定的な継続、多様な機能を発揮し、良好な都市環境を形成することを目的とした「都市農業振興基本法」が施行されました。今後、この法律に基づき、都市農業の振興施策を総合的・計画的に推進していく必要があります。

市内直売所



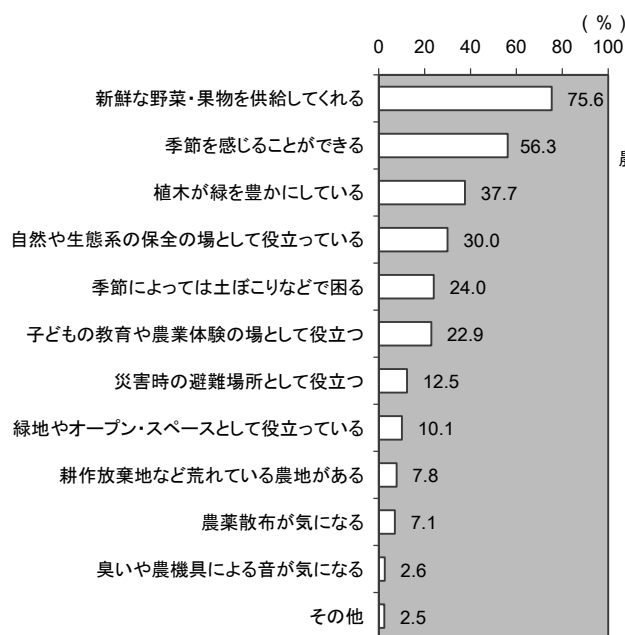
■ 基本的な方向性

- 農業活性化事業について、関係団体からの意見を参考に、より効果的な補助となるよう検討を行い、都市農業を支援します。
- 地域を支える多面的な機能を持つ農地の減少を防ぐために、生産緑地※制度の積極的な活用を図り、農地の保全に向けた取り組みに努めます。また、ほとんどの生産緑地が期間経過となり買い取り申し出が可能となる平成34年を見据え、農業委員会と連携して農地保全に向けて取り組みます。
- 学校給食への地場産野菜の活用や農業体験などを通じ、農家と市民がつながりを創出し、地産地消※を推進するための環境づくりを図ります。
- 地元の農産物のブランド化を進めるために、安定的な生産体制と生産量が確保できるよう支援を行い、市内外への情報発信や販売の場の充実に取り組みます。
- 都市農業振興基本法に基づき、本市の都市農業が発展するためにより効果的な施策を推進します。

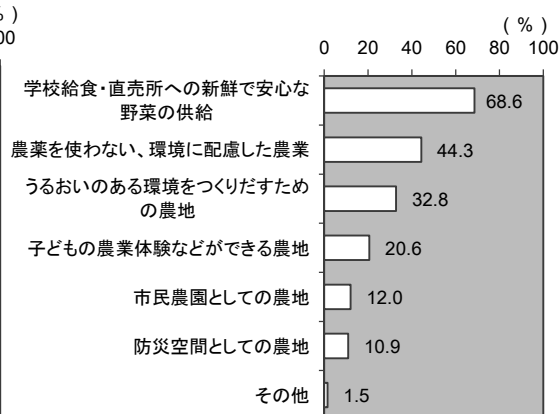
■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市農業振興計画	平成28年度～平成37年度

農業・農地について感じていること



東久留米市農業・農地への期待



資料：『東久留米市農業振興計画策定のための市民意向調査』（平成27年）

基本的な施策

1. 新たな活気を生み出す産業の振興と消費生活の向上

基本的な事業 1-2 商工業の活性化及び新たな産業などの創出

■ 現状と課題

地域の商工業が活性化することは、税収確保の面以外にも、就労機会の拡大、集客力の向上、豊かな消費生活の提供などをもたらし、地域のにぎわい・発展につながる重要な要素です。

既存の商店街では、高齢社会の到来などにより売り上げが減少しており、また後継者の不足もあり事業が継続できず、空き店舗の問題も発生しています。商店街は、地域の日常生活を支え、にぎわいを生み出す場であり、また地域の交流やコミュニティ活動の拠点としての一面もあります。

地域産業の活性化のためには、市と関係団体との連携を強化し、さまざまな産業振興支援を行っていくとともに、地域の事業者自らが能力を発揮し、企画した活性化事業を市民がともに展開していく体制の確立も必要となります。

景気の影響を受けやすい中小企業に対し、経営の安定化を図るための融資制度や商店街活性化対策に対する補助金などを継続しつつ、元気なまちづくりをめざし、地域の特色を生かし、ニーズやライフスタイルにあわせた支援の検討が求められます。

一方、市内の資源を生かした新たな産業などの創出もまた求められています。

恵まれた湧水・緑の自然環境、文化財だけでなく、農業と商業が連携した特産品などを活用また発掘することによる、まちの特色を生かしたにぎわいの創出や、大規模団地の建替え余剰地を活用した新たな企業等誘導など、経済活動を活性化する取り組みが期待されています。

東久留米市地域資源 PR キャラクター

「湧水の妖精るるめちゃん」



湧水の妖精
るるめちゃん

■ 基本的な方向性

- 起業や経営の補助、空き店舗対策などの支援制度により、経営環境を整えることで、雇用の安定と労働環境の向上を図り、地域の商工業が活性化するよう取り組みます。
- 商店街の取り組みを支援し、地域の活性化と人の交流を促進する商店街振興の推進に努めます。
- 地域の商工会、事業者などと連携し、地域の特色やニーズを生かした地域活性化事業を行うための支援と体制づくりに取り組みます。
- 地域の経済活動の中心である中小企業の労働環境と活力の維持・向上をめざし、さまざまな制度の情報提供をし、より効果的な支援について検討を行います。
- 本市が持つ個性・資源・魅力を市内外に広く知ってもらうための情報発信、また新たな観光資源の発掘などの戦略的なシティセールス※を行い、経済活動を活性化させるまちのにぎわいを創出します。
- まちのにぎわいと活力を生み出す、新たな産業の創出・誘導に取り組みます。

事業所数、従業者数、年間製造品出荷額の推移

	事業所数			従業者数(人)			年間製造品出荷額(千万円)		
	平成 23年	平成 25年	増減率 平成23年 → 平成25年	平成 23年	平成 25年	増減率 平成23年 → 平成25年	平成 23年	平成 25年	増減率 平成23年 → 平成25年
	東京都	16,664	12,780	△23.3	321,859	279,770	△13.1	869,929	785,182
区部	13,338	9,963	△25.3	190,451	158,577	△16.7	384,881	320,321	△16.8
市部	2,966	2,501	△15.7	124,485	112,655	△9.5	467,461	422,658	△9.6
東久留米市	56	52	△7.1	3,129	3,160	1.0	16,508	13,152	△20.3

資料：経済産業省『工業統計調査』（各年）

基本的な施策

1. 新たな活気を生み出す産業の振興と消費生活の向上

基本的な事業 1-3 消費生活の向上

■ 現状と課題

消費を取り巻く環境は、高齢化の進行、高度情報通信社会の進展、消費生活におけるグローバル化の進展など、この5年間で大きく変化してきており、それに伴って消費者トラブルや消費者被害の内容も変化しています。

本市消費者センターへの年間相談件数は700件前後で、その相談全体の約4割近くが高齢者となっています。特に単独世帯では、周囲の目から隔離され、消費者トラブルに巻き込まれやすく、その際にだれにも相談できずに一人で抱え込み、深刻化しやすくなることから、高齢者単独世帯の被害防止と早期発見に努めることが重要となっています。

その一方で、これまでの消費者教育が、悪質商法とクーリング・オフの紹介など被害の未然防止が主になっていたことを見直す必要があることから、平成24年に制定された「消費者教育の推進に関する法律」及びこれに基づき策定された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」では、消費者が主役となって選択・行動できる社会（消費者市民社会）をめざすとしています。そのために必要となる消費者教育は、幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じて体系的に実施することが重要であることから、国、地方公共団体、消費者団体、事業者・事業者団体を始めとした多様な主体の連携・協働^{*}など、消費者教育推進のための体制の整備を図る必要があります。

■ 基本的な方向性

- 国の「地方消費者行政推進交付金」を活用し、効果的な事業や相談体制の強化に取り組みます。
- 特に相談件数の多い高齢者のケースを中心に、地域と連携して被害を未然に防ぎ、適切な解決ができるよう体制の整備に努めます。
- 消費者教育の推進に関する法律に基づき、自立した消費者を育成するため、幼児期から高齢者までの各ライフステージに応じた消費問題に関する講座やイベントの開催、情報発信を行い、消費生活に関する知識の普及啓発、教育の機会づくりに取り組みます。

基本的な施策

2. 地域力向上への支援

基本的な事業 2-1 コミュニティ活動への支援

■ 現状と課題

単身世帯の増加、核家族化、個人意識の高まりにより自治会などの地域コミュニティ※に参加する世帯が減少しており、住民の高齢化により活動を継続することが困難になってきている自治会もあります。

一方で、ひとり暮らし高齢者や障害者などの要援護者の見守りや、震災など災害時の助け合い、地域ぐるみの防犯対策の重要性が高まり、地域コミュニティの大切さが再認識されています。地域コミュニティの核となる自治会の加入率を高め、活動の支援を行い、地域のつながりづくりを進めることが必要となっています。

また、コミュニティ施設はさまざまな年代の市民が自主的にコミュニティ活動を展開するとともに、さまざまな事業を行うことで市民同士の交流、地域の連携の場として重要な役割を担っていますが、建物や設備の老朽化が進行している施設もあります。安全かつ効果的に施設を使用していくため、その機能の維持、保全を図るとともに、バリアフリー化※も含めた利用者のニーズにあった空間づくりについても検討していく必要があります。

■ 基本的な方向性

- 地域で身近な暮らしを支え、コミュニティの核ともなる自治会が安定して活動を継続していけるよう、インターネットなどのさまざまな媒体を通じて自治会の活動を広く周知し、参加への働きかけに積極的に取り組みます。
- 市民や市民活動団体などが、一体感を醸成できるイベント等を通じて、地域のつながりづくりの推進に資する取り組みを行っていきます。
- 多くの市民がコミュニティ活動及び交流の拠点として施設を有効活用できるよう、地域に応じた市民ニーズを把握し、稼働率を高める方策を検討します。
- コミュニティ施設について、改修などの老朽化対策を実施し、維持管理に努めます。

自治会加入世帯数及び加入率の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
自治会数	140	138	135	134	135
総世帯数	50,520	50,691	51,578	51,959	52,436
加入世帯数	20,509	20,074	19,941	19,880	19,854
加入率	40.6%	39.6%	38.7%	38.3%	37.9%

注) 総世帯数：住民基本台帳（各年 4 月 1 日）

資料：市民部生活文化課

基本的な施策

2. 地域力向上への支援

基本的な事業 2-2 地域間交流の推進

■ 現状と課題

本市と群馬県高崎市榛名地域とは、姉妹都市締結から20年以上が経過しており、文化・スポーツや学校行事などさまざまな分野における市民交流が継続的に展開されてきました。平成18年に榛名町と高崎市が合併したことで、姉妹都市交流から地域間交流とかたちを変えましたが、多くの市民に親しまれてきたことから、交流事業を継続しています。

例年開催される榛名ふるさと祭りや東久留米市市民みんなのまつりにおいても、両市での事業交流が行われており、市民みんなのまつりでは、榛名の農作物の出展が行われ、また榛名ふるさと祭りでは、本市で活動している市民サークルなどが出演しています。

これまで培ってきた実績をもとに、両地域の魅力を伝える事業を行っていくことで、今後さらに地域間の交流が活発化することが望まれています。

■ 基本的な方向性

- これまでの高崎市榛名地域との良好な関係をもとに、今後はさらに両地域の特性を生かし、さまざまな分野での交流を広げることで、より有意義な事業を展開し、双方の地域活性化と地域間交流の支援に努めます。

高崎市榛名地域との交流事業

事業名	概要
榛名の祭り (湖上祭)	榛名湖畔にて開催される灯籠流し、花火大会
榛名ふるさと祭り (商工祭花火大会)	高崎市下室田にある烏川公園にて開催される花火大会
榛名ふるさと祭り	東久留米市より市民サークル等の派遣
榛名文化際	東久留米市文化協会が参加
東久留米市市民みんなのまつり	榛名地域の特産品販売
ジャンボ梨コンテスト	榛名地域特産のジャンボ梨コンテストの東久留米市長賞授与
はるな梅マラソン	東久留米市選手団の派遣及び東久留米市長賞授与
榛名地域の宿泊施設利用者への補助	東久留米市民が榛名地域の宿泊施設に宿泊した場合、1泊1,000円を助成

市民みんなのまつり
榛名出店ブース

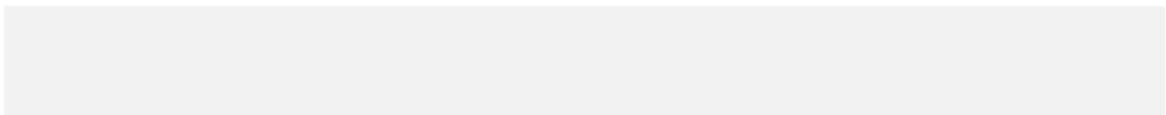
資料：市民部生活文化課

基本目標

住みやすさを感じるまち

基本的な施策

- 生活の安全・安心の向上
- 生活の快適性を支えるまちづくり



基本的な施策

1. 生活の安全・安心の向上

基本的な事業 1-1 災害対策の充実

■ 現状と課題

想定外の巨大地震などにより、未曾有の大災害となった東日本大震災を契機にこれまでの防災対策のあり方が問われています。

本市では、東京都と連携して多摩直下地震（M7.3）を想定した地域防災計画の見直しを行い、あわせて避難所運営マニュアルなどを策定しました。今後も、本計画やマニュアルを活用し、いつ発生するか分からない、首都直下地震や東海・東南海・南海連動地震などの大災害への備えを万全にするための防災意識の向上や体制づくりなどが求められます。

本市では、総合防災訓練の実施や、自主防災組織^{*}と行政、消防、消防団が連携し、地域での訓練や防災に関する講座を行うなど、防災意識の向上に取り組んでいます。

また、震災時の避難、救急消火活動、緊急支援物資の輸送及び復旧復興活動を支える緊急輸送道路が建築物の倒壊により閉塞されることを防止するため、特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を推進しています。

全国では、台風や近年多発している局所的な豪雨などによる自然災害が各地で起きています。本市においても道路冠水などの被害が生じており、市民が安心して暮らせるよう対策が求められます。

平成27年には、空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました。適切な管理が行われていない空き家などは防災、衛生、景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼします。今後、増加する可能性がある空き家などについては、土地・建物などの所有者または管理者に対し適切な管理を求めていく必要があります。

防災訓練



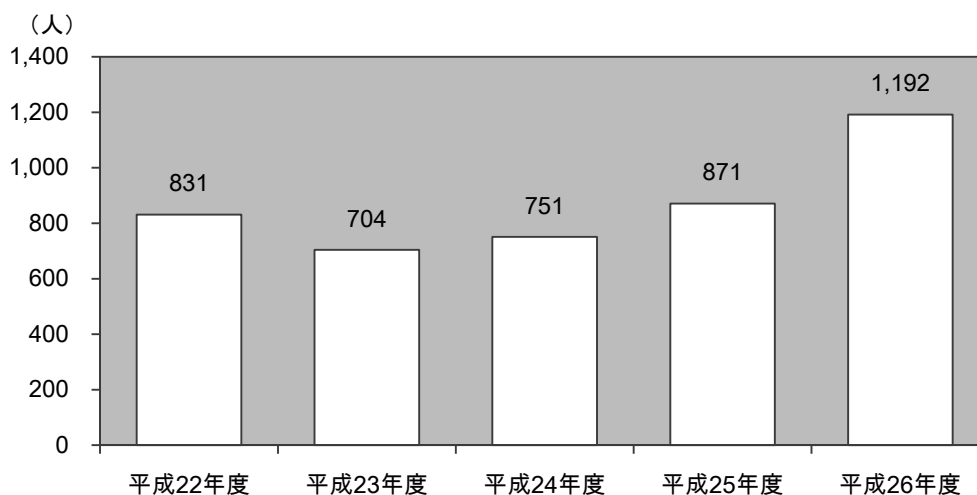
■ 基本的な方向性

- 地域防災計画に基づき、防災行政無線^{*}の更新・増設、備蓄品の確保、防災倉庫及び防災拠点の整備など、地域防災体制の強化充実に努めます。
- 市民、事業者及び関係防災機関が一体となった実効性のある総合防災訓練の実施などを通じ、防災意識の向上に努めるとともに、緊密な協力体制の確立を図ります。
- 市内の自主防災組織^{*}の育成強化を図るための支援を充実します。
- 消防団の充実・強化に努め、地域消防力の向上に努めます。
- 地震による人的被害・経済被害を最小限に止めるため、特定緊急輸送道路沿道をはじめ建築物の耐震化促進に向けた取り組みを充実します。
- 市民が浸水の危険性や避難場所・避難経路などを事前に認識できるよう、洪水ハザードマップ^{*}やパンフレットを配布するなど普及啓発を行います。
- 空き家などについて、事業者や土地・建物などの所有者または管理者に対して適切な管理を求めています。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市耐震改修促進計画	平成28年～平成32年
東久留米市地域防災計画	平成28年～適宜修正
東久留米市国民保護計画	平成28年～適宜修正
東久留米市業務継続計画	平成28年～適宜修正

総合防災訓練参加人数の推移



資料：環境安全部防災防犯課

基本的な施策

1. 生活の安全・安心の向上

基本的な事業 1-2 防犯対策の充実

■ 現状と課題

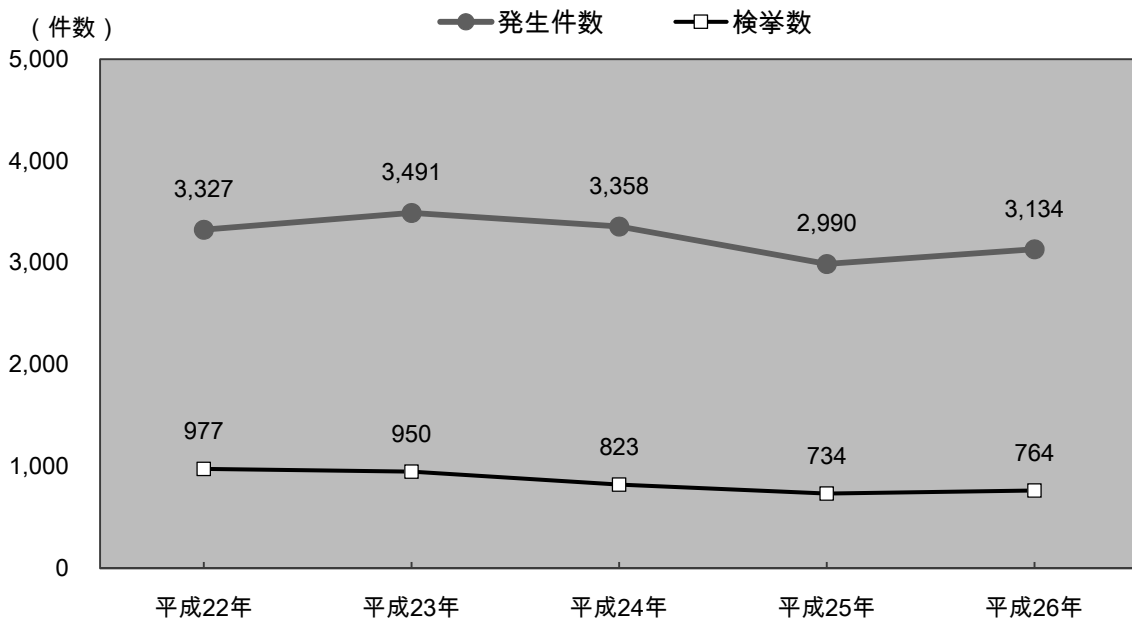
近年、認知件数・被害総額とも増加傾向にある振り込め詐欺に代表される特殊詐欺への対応が防犯上の大きな課題となっています。高齢者だけでなくあらゆる世代が安心して暮らせるよう、対応を強化する必要があります。

安全で安心して暮らせるまちづくりの原点は、「自分たちのまちは自分たちで守る」ということであり、まず、市民一人ひとりが防犯意識を高め、自治会やその他地域コミュニティ*が主体となり、事業者、警察、行政、防犯協会などの連携や協力のもと、防犯活動を推進していくことが望まれます。このため、防犯意識の高揚と啓発活動の推進、市民の自主的な地域活動を促進するための支援、地域・関係機関などとの連携をこれまで以上に充実させることが重要です。

一方、犯罪が起こりにくい都市環境づくりの面からは、防犯灯の整備や公共施設における安全対策や犯罪の防止策に取り組むことが重要です。また、こうした視点からは、事業者や土地・建物などの所有者にも防犯に配慮した施設や不動産の維持管理が求められます。

今後の防犯対策において、さらなる充実や強化が期待される取り組みをできる限り取り入れ、その都度見直しを図ることでより実効性のあるものとしていく必要があります。

犯罪発生件数及び検挙数の推移



※ 数値は田無警察署管内（東久留米市、西東京市の全域）

資料：『統計東久留米 平成26年版』

■ 基本的な方向性

- 警察などと連携を図り、振り込め詐欺に代表される特殊詐欺への対策を推進します。
- 広報活動や行事を通じた市民や事業者などに対する防犯意識の普及と啓発活動を推進するとともに、自主防犯活動団体の育成に努めます。
- 犯罪に関する的確で迅速な情報の提供に努めるとともに、市民の自主的な地域活動を支援します。
- 市民、事業者、警察、防犯協会などとの連携強化に努めます。
- 防犯灯の整備事業を進めるとともに、公共施設における犯罪の抑止策を検討し、実施します。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市安全・安心まちづくり推進計画	適宜修正

基本的な施策

1. 生活の安全・安心の向上

基本的な事業 1-3 交通安全の推進

■ 現状と課題

近年、市内で発生する交通人身事故は減少傾向にありますが、交通事故に占める自転車事故や高齢者が関係する事故の割合はますます増えています。そのため、本市では「高齢者の交通安全の確保」「自転車の安全利用の推進」「交通安全意識の普及及び徹底」の3つを交通安全計画の中で重点施策と位置付けています。

交通安全の推進には、人や自転車、車が安全で円滑に通行できる道路交通環境の整備が不可欠です。本市では、幹線道路、生活道路の整備、防護柵や道路反射鏡などの交通安全施設などの整備並びに歩道の拡幅や段差解消、電線類の地中化などに順次取り組んできました。今後も交通安全施設の老朽化に伴う施設の更新や、交通安全に配慮した道づくりを計画的に進めていく必要があります。

また、道路交通法の改正により、悪質な自転車運転者に対する自転車運転者講習が義務化されました。交通事故を防ぐには、幼児から高齢者にいたるまで、市民一人ひとりが交通安全意識を持って行動することが最も重要であり、段階的かつ体系的な交通安全教育や交通安全活動の推進による交通安全意識やマナーの向上が求められます。

交通安全教室



スケアードストレイト交通安全教室



※スケアードストレイトとは、プロのスタントマンが交通事故の模様を再現し、危険性を実感させる教育手法。

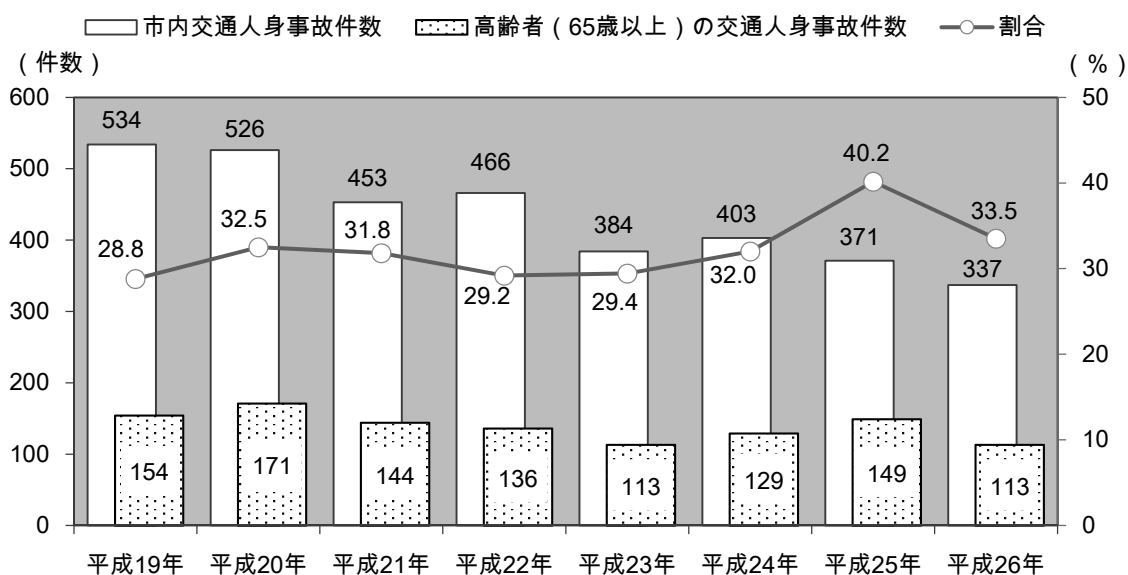
■ 基本的な方向性

- 高齢者や交通弱者の安全を確保するため、歩道の整備や歩行空間のバリアフリー化*に取り組むとともに、防護柵、道路反射鏡、道路照明などの交通安全施設を整備し、交通事故の発生抑制に努めます。
- 生活道路における安全確保のため、市民、関係機関との連携により、地域の実情にあった交通安全対策の向上を図ります。
- 警察、交通安全協会などの関係機関と連携し、全国交通安全運動や交通安全教室をはじめとする啓発活動に取り組み、交通安全意識とマナーの向上を促進します。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市交通安全計画	平成28年度～平成32年度

市内交通人身事故に占める高齢者の交通人身事故件数及び割合



資料：都市建設部道路計画課

基本的な施策

2. 生活の快適性を支えるまちづくり

基本的な事業 2-1 道路の整備

■ 現状と課題

市内の道路には、幅員が狭い区間や見通しの悪い箇所があり、自転車や自動車などの事故が発生している生活道路があります。交通の利便性の向上や必要な安全対策を図り、防災に備えた安全で安心して通行できる道路の整備が求められます。

都市計画道路^{*}は、まちの骨格であり、沿道の事業所や店舗の集積とともに、まちのにぎわいを生み出す基盤になります。広域での交通を円滑にするため、主要幹線道路を結ぶ路線や都市間を結ぶ路線の整備が求められています。また、整備にあたっては自然環境に配慮することが必要です。

都市計画道路の整備や市道の改修などのすでに実施中の事業については、早期完了に向けた事業の推進が求められます。

今後、都市計画道路については「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づき、整備を進めることが求められています。また、市道の改修については、優先度が高い道路から計画的に整備していく必要があります。

■ 基本的な方向性

- 市民の利便性と生活環境の向上を図るため、地域の現状と課題を踏まえ、安全性・快適性に配慮し、計画的に生活道路の補修や拡幅整備を進めます。
- だれもが安心して通行できる歩行空間及び自転車走行空間の整備を進めます。
- 道路の緑化や透水性舗装^{*}など、自然環境との調和をめざした道路の整備を検討します。
- 電線などの地中化や歩行空間のバリアフリー化^{*}を促進し、安全・安心・快適な交通環境の整備を図ります。
- 「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づき、計画的・効果的に都市計画道路の未整備区間の整備を推進します。
- 市道改修事業については、整備の優先度を踏まえながら事業を進めます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東京における都市計画道路の整備方針 (第四次事業化計画)	平成28年度～平成37年度
道路舗装補修工事五カ年計画	平成27年度～平成31年度
東久留米市橋梁長寿命化修繕計画	平成25年度～平成34年度

基本的な施策

2. 生活の快適性を支えるまちづくり

基本的な事業 2-2 都市的土地利用と良好な住環境形成への誘導

■ 現状と課題

まちづくりの将来像である“自然 つながり 活力あるまち”の実現に向けて、道路や建物、公園などの市街地のまちなみや、緑や河川などに代表される自然で形作られる都市景観を良好なものにしていくことが求められています。

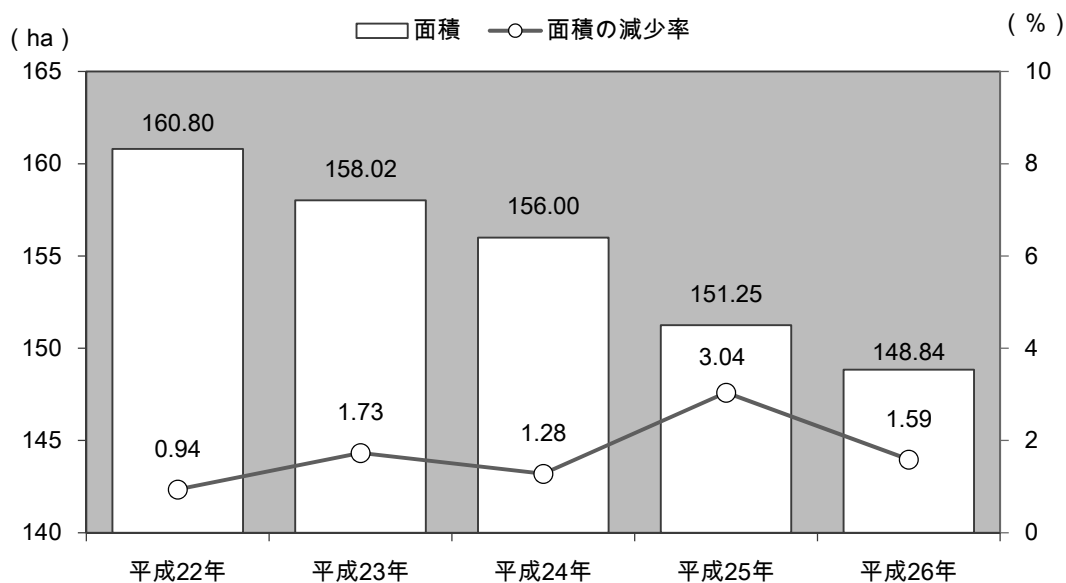
本市では、昭和30年代後半から次々に大規模な住宅団地が建設されてきました。しかしこれらの団地では、近年、建物の老朽化が進み、団地の更新や質的向上などが課題となっています。団地更新などの大規模な土地利用転換が生ずる場合には、周辺を含めたまちの活性化などが求められます。

現在、市民一人あたりの公園面積は、近隣の市に比べて少なくなっていますが、都立六仙公園*の整備により公園の充実度の向上が期待されており、公園の計画面積全体の開園に向け、さらなる整備が求められます。

また、老朽化した遊具などの施設や高木・老木化した樹木の維持管理などを含め、公園の整備については計画的に取り組むことが必要です。

生産緑地*地区は農地の持つ緑地機能などを計画的に保全し、良好な都市環境を形成しています。ほとんどの生産緑地が期間経過となり買い取り申し出が可能となる平成34年に向け、農地の保全への対応を図る必要があります。

生産緑地地区の登録面積



資料：都市建設部都市計画課

■ 基本的な方向性

- 市街地のまちなみや都市景観を良好なものにしていくため、建築物の用途や高さの限度などを定めることができる地区計画[※]などの都市計画制度を活用した取り組みを進めます。
- 都市計画マスタープラン[※]に即したまちづくりを進めるため、都市基盤整備や大規模団地の建替えに合わせ、市街地整備制度や地区計画などの都市計画制度を活用し、産業集積や良好な市街地の形成を図ります。
- 都立六仙公園[※]の計画面積全体の開園に向け、引き続き東京都に整備の推進を要請していきます。
- 公園の整備にあたっては、周辺環境を考慮し、特色ある公園づくりを進めるとともに、老朽化した公園遊具の修繕などを計画的に実施し、安全・安心で魅力ある公園づくりを進めます。
- 生産緑地[※]地区制度を活用し、緑地機能及び多目的保留地機能を兼ね備えた農地を保全し良好な都市環境の形成を図ります。また、ほとんどの生産緑地が期間経過となり買い取り申し出が可能となる平成34年を見据え、都市農地の果たす役割を考慮し計画的な保全に向けた方策を検討します。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市都市計画マスタープラン	平成12年度～平成33年度
東久留米市第二次緑の基本計画	平成25年度～平成34年度
東久留米市都市公園施設長寿命化計画	平成28年度～平成37年度

基本的な施策

2. 生活の快適性を支えるまちづくり

基本的な事業 2-3 交通環境の充実

■ 現状と課題

にぎわいのあるまちを実現するためには、交通の利便性が高く、安全・安心に、目的地へ容易に行き来できることが重要ですが、鉄道駅やバス路線から離れている地域では、高齢化などにより移動に不便を感じている市民もいます。そのため、地域公共交通の充実に向けた取り組みが必要です。

本市では、既存のバス路線の一部のルート変更や、都市計画道路*整備進捗に合わせた路線拡大などについて、関係機関に働きかけ、バス路線の拡充を実現してきました。

今後の地域公共交通の充実に向けては、他自治体による新しい取り組みについて調査を進め、さまざまな手法について幅広い視野で検討を行っていく必要があります。

自転車は通勤や通学、買い物などの身近な交通手段として、また環境にやさしい乗り物として多くの市民が利用しています。しかしながら、これらの自転車を収容する施設の不足が課題となっています。また、駅周辺の市営の自転車等駐車場は、すべて借地であることから、必ずしも安定的な供給が図られているとは言えない状況にあり、恒久的な施設の確保が求められています。

一方、放置自転車などは、以前と比較すると台数は減ってきているものの、通行の妨げや、災害時の緊急活動及び避難行動の支障となります。本市では、自転車等の放置防止に関する条例により駅周辺を放置禁止区域に指定し、巡回による指導や撤去作業を実施しています。

■ 基本的な方向性

- バス路線の新設や変更について、関係機関に要望や協議を行い、路線バスの利便性向上に努めます。
- 他自治体による公共交通の新しい取り組み状況などについて情報収集を行い、財政状況を勘案しながら地域性や道路環境等を考慮した地域公共交通の充実に向けた検討を行います。
- 放置自転車については引き続き、利用者などに対し指導を行うとともに、撤去を行い、放置自転車による通行障害などの解消を図ります。また、不足が懸念される自転車等駐車場については、運営について民間活力の活用も含め検討を行い、新たに恒久的な施設の確保に努めます。

自転車・バイクの利用者数の現状

	定期 利用 箇所 数	一時 利用 箇所 数	定期利用者数(人)		一時利用者数(人)		撤去 台数	返還 台数	廃棄 台数	リサ イク ル台 数
			自転車	バイク	自転車	バイク				
平成 22 年	6	2	3,102	204	255,638	21,386	1,065	684	252	156
平成 23 年	6	2	2,903	225	266,258	21,577	1,438	877	283	228
平成 24 年	6	2	3,082	221	283,740	21,910	1,740	1,172	339	316
平成 25 年	5	3	2,468	212	341,368	22,233	1,289	809	312	149
平成 26 年	5	3	2,368	191	349,131	22,923	1,289	796	348	173

資料：都市建設部管理課

基本的な施策

2. 生活の快適性を支えるまちづくり

基本的な事業 2-4 公共下水道の整備

■ 現状と課題

下水道は、私たちが利用して汚れた水を浄化して自然に戻すとともに、浸水被害を防ぐなど、都市生活や都市活動に不可欠な基幹的施設であり、その整備は重要な施策です。

本市の水洗化人口は毎年増加しており、水洗化普及率も平成25年には99.5%まで達していますが、さらなる普及促進が求められます。また、経年劣化している老朽管の改築・更新に向けた整備と合わせ、下水道管の耐震化の整備も必要となっています。

公共下水道事業は、公営企業*として独立会計が規定され、汚水処理にかかる費用は下水道使用料をもって賄うことが原則です。しかし、多額の建設事業費を投入した結果、いまだ一般会計*からの繰入金に依存している状況です。今後老朽化した施設の維持管理や改築更新事業に対する費用の増加などが想定されるため、効率的な施設管理の実施とともに適正な下水道使用料水準の設定により、安定した事業経営が求められます。

また、下水道事業については、地方公営企業法*の適用を国より求められており、その対応が必要となっています。

一方、雨水公共下水道事業については雨水管渠整備*を継続して進めており、浸水被害の軽減に一定の効果が現われてきていますが、台風や近年多発している局所的な豪雨などによる道路冠水も発生しています。

本市では国土交通省の「新世代下水道支援事業」の採択を受け、黒目川上流域の親水化事業*を実施してきました。この事業により、下水道雨水幹線が整備されるとともに、親水機能を付加した良好な水辺空間が創出されています。

■ 基本的な方向性

- 公共下水道への未接続世帯に対する普及促進を図ります。
- 経年劣化している老朽管の改築・更新に向けた整備と合わせて、施設の耐震化を進め、効率的な整備を行うことで、将来にわたって快適な生活を支える下水道事業を推進します。
- 施設の維持管理については、従来の発生対応型から長寿命化を含めた予防保全型への転換を図るとともに、限られた財源を有効に活用すべく、優先順位や事業費の平準化を考慮した効率的な実施を図ります。
- 支出と収入のバランスを考慮し、下水道施設の効率的な管理を推進することにより、安定した下水道経営を行います。
- 地方公営企業法*の適用に向けて、検討・準備を行います。
- 台風や局所的な豪雨も視野に入れ雨水事業を推進し、道路冠水箇所の解消に努めます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市公共下水道プラン	平成23年度～平成32年度

下水道計画処理状況

年次	面積				人口					世帯数		
	行政面積 (ha)	全体計画面積 (ha)	整備区域面積 (ha)	整備率 (%)	行政人口	処理区域人口	人口普及率 (%)	水洗便所設置済み人口	水洗化率 (%)	処理区域世帯	水洗便所設置済み世帯数	接続率 (%)
平成22年	1,292.00	1,292.00	1,284	99.3	116,491	116,491	100.0	115,509	99.2	50,939	50,510	99.2
平成23年	1,292.00	1,292.00	1,292	100.0	116,390	116,390	100.0	115,477	99.3	51,147	50,746	99.3
平成24年	1,292.00	1,292.00	1,292	100.0	115,998	115,998	100.0	115,223	99.4	51,219	50,877	99.4
平成25年	1,292.00	1,292.00	1,292	100.0	116,015	116,015	100.0	115,349	99.5	51,578	51,282	99.5
平成26年	1,292.00	1,292.00	1,292	100.0	116,410	116,410	100.0	115,816	99.5	51,959	51,688	99.5

注) 人口、世帯数は住民基本台帳による (外国人を含む) (各年4月1日現在)

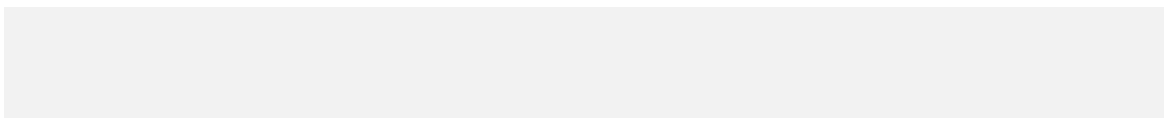
資料: 『統計東久留米 平成26年版』

基本目標

健康で幸せにすごせるまち

基本的な施策

- 高齢者福祉の推進
- 障害者福祉の推進
- 健やかな生活を支える保健医療の推進



基本的な施策

1. 高齢者福祉の推進

基本的な事業 1-1 地域福祉基盤の育成・強化

■ 現状と課題

だれもが住み慣れた地域社会で安心して暮らせるようにするためには、地域社会のさまざまな課題に対し、支え合える仕組みづくりが必要です。

社会・経済状況の大きな変化に伴い、多種多様な社会的課題が生じているため、これらに公的な対応のみで迅速に対応・解決していくことは困難になりつつあります。

これからの地域福祉は、市民一人ひとりの取り組み（自助）、市民同士、地域社会相互の助け合い・支えあい（互助）、介護保険制度や医療保険制度など自助の共同化としての社会保険制度（共助）、市行政などの公的取り組み（公助）のそれぞれが、役割分担を図り、新たなつながりづくりをすることが重要です。

この新たな支えあいをめざす取り組みとして、地域での身近な相談支援に対応するとともに、制度やサービスへつないだり、地域の人々や民生・児童委員※、地域包括支援センター※などの関係機関との間でのネットワークづくりを行い、地域をつなぐ役割を果たすことをめざしたコーディネートの仕組みづくりを進める必要があります。

また、民生・児童委員は、高齢者世帯や地域の見守りなどを行い、今後の地域福祉の支えあいの仕組みとして重要ですが、担い手の確保が難しくなっていることも課題となっています。

■ 基本的な方向性

- さまざまな生活課題への対応に取り組み、地域福祉の推進を図ります。
- 市民が福祉への意識・関心を高め、新たな支えあいの仕組みづくりを理解してもらうため、ボランティアや自治会活動、地域交流などの活性化を図ります。
- 身近な地域でつなぐ仕組みづくりを進めるため、地域福祉コーディネーター※を段階的に配置し、市民、関連機関、市が連携し、参画の機会・経験を積み、市と市民が協働※しながら、地域社会のさまざまな福祉課題の解決に努めます。
- 民生・児童委員の担い手の確保、活動の充実に向けた取り組みを推進します。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市地域福祉計画（第3次改定版）	平成27年度～平成36年度
第6期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	平成27年度～平成29年度

基本的な施策

1. 高齢者福祉の推進

基本的な事業 1-2 交流の場と安全の確保

■ 現状と課題

地域社会が大きく変化するなか、市民が元気で生きがいを持ち、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を構築するために、地域のあり方について考えていかなければなりません。

家族や地域のつながりが希薄化し、高齢者などの孤立が問題となっています。高齢者同士や世代間での幅広い交流により、地域との何らかのつながりをつくるため、公的サービスと地域団体、ボランティア、NPO*などによる地域福祉活動を促進し、地域の結びつきをいかに構築するかが求められています。

また、これからは若い世代が高齢者を支えるだけでなく、高齢者自身も、地域社会を支える存在や担い手として、社会活動や地域活動に参加できるような仕組みづくりが課題となっています。

さらに、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯が増加するなか、日常生活における安全確保や安否確認の推進が求められています。また災害時に支援の必要な高齢者などの要援護者の把握や支援の内容についても、地域と連携し、取り組みを進める必要があります。

■ 基本的な方向性

- 公的サービスと地域団体、ボランティア、NPOなどによる地域福祉活動相互の結びつきを深め、地域の高齢者を始めとする市民一人ひとりが参画できるよう、地域のネットワークづくり・地域づくりを進めます。
- 高齢者自身が地域社会を支える存在や担い手として、社会活動や地域活動に参加できる仕組みづくりに取り組みます。
- 関係機関との連携を強化し、日常の見守りや災害時に支援ができるネットワークを形成し、地域全体で高齢者や要援護者を支える体制を推進します。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市地域福祉計画（第3次改定版）	平成27年度～平成36年度
第6期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	平成27年度～平成29年度

基本的な施策

1. 高齢者福祉の推進

基本的な事業 1-3 自立生活への支援

■ 現状と課題

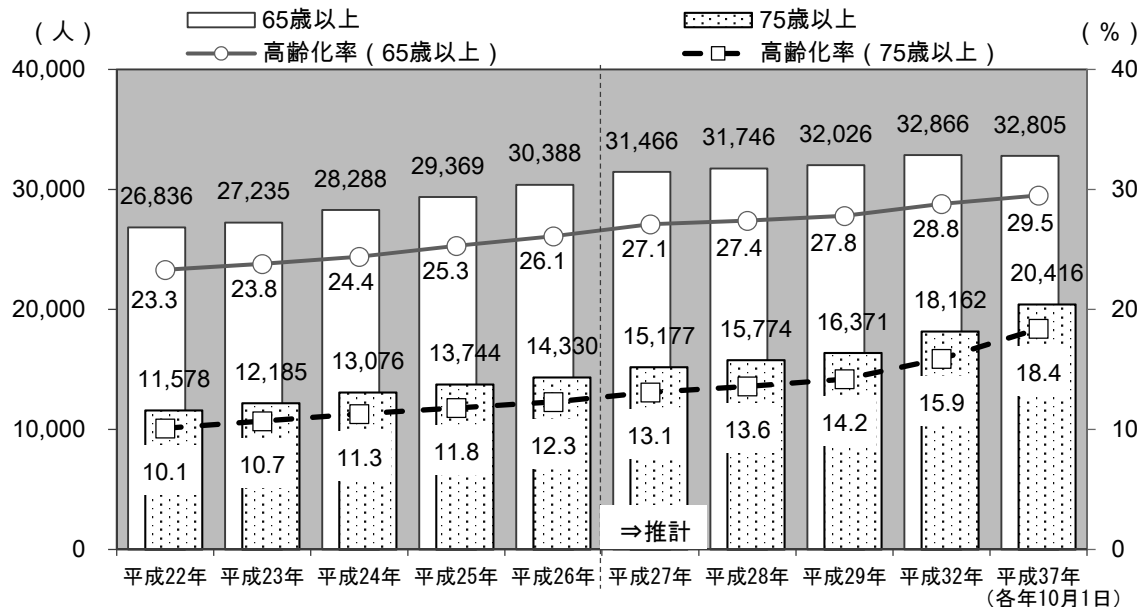
本市は平成26年6月1日現在、高齢化率※（65歳以上）が26.1%、さらに75歳以上の高齢者に限定すると12.3%となっており、平成37年には高齢化率（65歳以上）が29.5%、75歳以上は18.4%へと増加することが想定されます。

ひとり暮らし高齢者の増加や要介護度の重度化が進む中で、高齢者が住み慣れた地域で自立して生活できるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム※」の推進が課題となっています。

介護保険制度創設時から、介護を必要とする高齢者を少なくする施策に継続して取り組んできました。今後も要介護と認定されていない元気な高齢者を増やすため、健康づくりや介護予防事業への参加者が増える取り組みの推進が求められています。

平成27年度の制度改正により、全ての市町村で実施が義務づけられた介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援者を中心とした多様な生活課題のニーズに応えるサービスなどを提供する仕組みです。本市では、住民主体の地域の支えあいなどの多様な社会資源の活用を図り、要支援者に向けた介護予防や生活支援サービス（見守りや配食など）などを総合的に提供する事業を平成29年4月からの実施を予定しています。

高齢者数と高齢化率の推移



資料：『第6期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画』

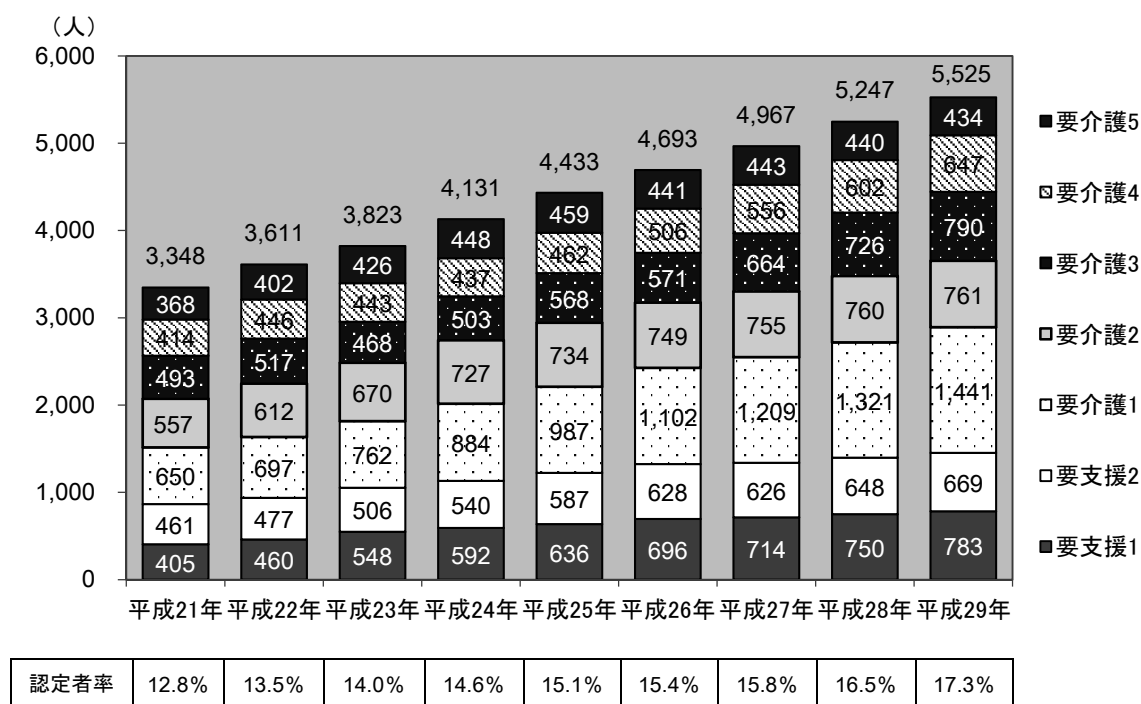
■ 基本的な方向性

- 日常生活圏域で生活する高齢者の総合相談窓口となる地域包括支援センター*を連携拠点として地域包括ケアシステム*の充実に努めます。
- 介護予防対象者を早期に把握し、要支援などになるおそれが高い介護予防対象者に対しては、介護予防ケアマネジメントを行うなど、一貫性・連続性のある「総合的な介護予防システム」の充実に努めます。
- 介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向け、地域住民や関係機関、民間企業と連携して、多様なサービスの提供体制づくりを推進します。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市地域福祉計画（第3次改定版）	平成27年度～平成36年度
第6期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	平成27年度～平成29年度

要介護認定者数の推移



資料：『第6期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画』

※各年10月1日現在（平成27年以降は推計）

基本的な施策

1. 高齢者福祉の推進

基本的な事業 1-4 介護保険制度の運営

■ 現状と課題

急速な高齢化の進展により、介護を必要とする高齢者が増加するとともに、介護給付費[※]などの大幅な増加が見込まれています。

介護保険制度は、介護が必要な状態になっても本人や介護する家族が安心して暮らせるよう、社会全体で支え合う仕組みです。制度の安定的な運営を行い、持続可能性を高めるため、保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、費用負担の公平化を図る必要があります。

本市では、第6期介護保険事業計画期間である平成27～29年度における各種の施策やサービス見込み量、介護保険料などを設定するため、利用状況を分析するとともに、制度改正に伴うサービスなどの検討を行い、計画を策定しました。今後も国の動向を注視しながら、本市の計画の進捗状況を確認し適切な制度の管理・運営を行う必要があります。

また、高齢者ができる限り要介護状態にならないよう、高齢者の心身の状態を維持・改善できるよう介護予防事業の推進を図る必要があります。地域包括支援センター[※]を拠点に、できないことを介助するだけでなく、高齢者本人のできることを増やし、地域でいきいきとした生活を送れるよう施策の展開が求められています。

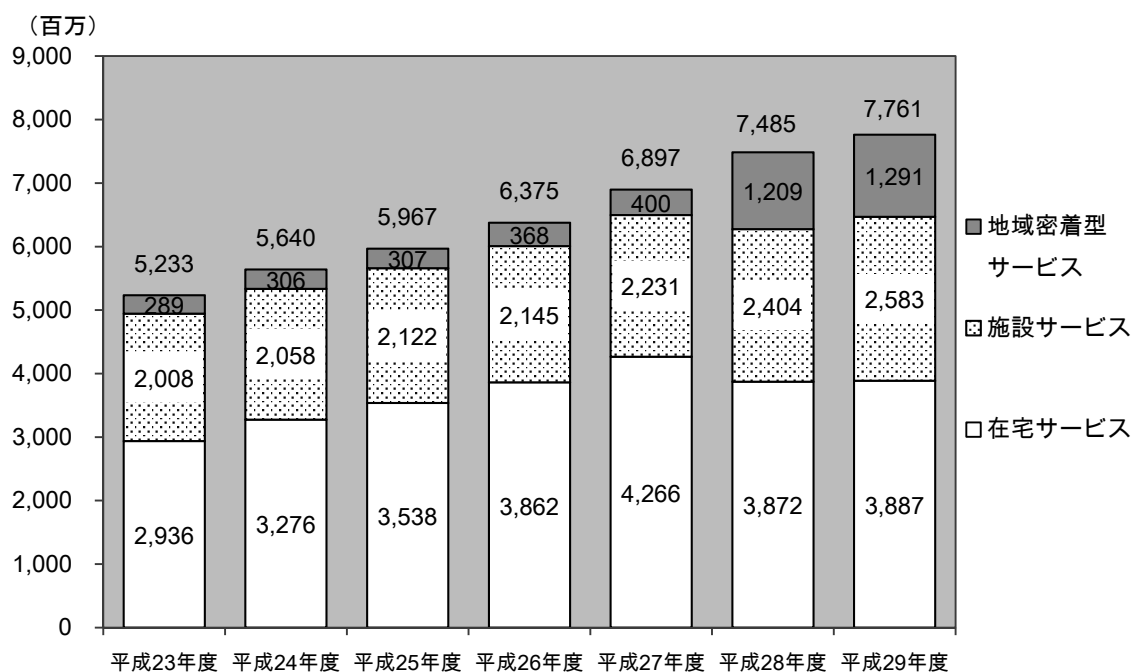
■ 基本的な方向性

- 介護保険制度の安定的な運営とサービスの質の向上を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう介護保険サービスの充実に取り組みます。
- 第6期介護保険事業計画に基づき、世帯非課税低所得者の保険料軽減を行うなど、利用者負担の見直しを適切に行います。施設及び居宅サービスは、生活圏域に配慮して適正に事業者の誘導を行います。
- 地域住民や自治会などと連携し、介護予防事業への参加の促進と介護予防の意識を高める環境づくりに努めます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市地域福祉計画（第3次改定版）	平成27年度～平成36年度
第6期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	平成27年度～平成29年度

介護・予防給付費の推移



資料：福祉保健部介護福祉課

※平成27年度以降は推計

基本的な施策

2. 障害者福祉の推進

基本的な事業 2-1 日常生活への支援

■ 現状と課題

本市では、障害の有無によって分け隔てられることなく、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、ノーマライゼーション[※]の推進に努めています。

障害者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、身近なところで安心して相談ができ、適切な指導、援助が受けられる支援体制や、主体的に必要なサービスを選択できる環境の充実が求められます。

そこで、社会的障壁を取り除き、障害のある人の自立と社会参加の支援を総合的かつ計画的に実施するために、本市は「障害のある人が地域で安心して暮らすことができ、自らの意志で参加できるまち」を基本理念とした『障害者計画・第4期障害福祉計画』を、平成27年3月に策定しました。本計画を推進し、障害のある人が必要な支援を受けながら自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加して、自己実現できる地域社会をめざしていく必要があります。

■ 基本的な方向性

- 障害に対する理解を深め、ノーマライゼーションの理念をより浸透するため、啓発活動を推進します。
- 障害者及び難病患者などが、福祉サービスを活用しながら、地域で自立して生活できるよう支援します。
- 公共施設などのバリアフリー化[※]を推進し、障害者にとっての安全・安心を確保するため、防災や防犯対策の充実を図ります。
- 障害者差別解消法、障害者虐待防止法の趣旨を踏まえ、市民などへの周知、意識啓発に努めます。
- 地域自立支援協議会とその専門部会の運営により、第4期障害福祉計画の施策の評価・進行管理などを実施します。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市障害者計画	平成27年度～32年度
第4期東久留米市障害福祉計画	平成27年度～29年度
東久留米市地域福祉計画（第3次改定版）	平成27年度～36年度

基本的な施策

2. 障害者福祉の推進

基本的な事業 2-2 日中活動への支援

■ 現状と課題

障害の有無にかかわらず、就労をはじめとする社会参加は、自己実現において重要な要素であり、生きがいとなります。障害者が地域のなかで生きがいを持ち、自立した生活を営み、社会参加するためには、障害種別や個々の特性、ニーズに応じた多様な働き方が選択できる環境づくりが必要となります。

障害者が安心して働き続けられるために、就労面と生活面の支援を一体的に提供すること、そして、障害者の就労意欲の向上と一般就労促進を図るとともに、啓発活動や情報提供を行い、雇用する事業者への支援を拡充することが求められます。

本市では、障害者就労施設などからの物品などの調達の推進などに関する法律に基づき、障害者就労施設などからの物品及び役務の調達を行っています。

また、障害者の社会参加実現には、就労だけでなく地域における余暇活動への支援も必要です。地域との交流を図りながら、充実した日常生活へつなげるため、さまざまな分野の生涯学習活動を行うことは、健康づくりの面でも、余暇を過ごす意味でも大切です。

■ 基本的な方向性

- 障害のある人に対する理解の周知・啓発を図り、一般就労（企業就労）・就労継続に向けた支援をハローワークなどの関係機関とともに推進します。
- 就労支援室の活動を通じて、一般企業への就職と定着を総合的に支援します。
- 障害者優先調達推進法に基づく調達方針を毎年度立て、調達実績を公表するなどして、障害者の工賃向上へつながる支援を行います。
- 身近な地域での活動に積極的に参加できるよう、障害者の社会活動への参加を促進します。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市障害者計画	平成27年度～32年度
第4期東久留米市障害福祉計画	平成27年度～29年度
東久留米市地域福祉計画（第3次改定版）	平成27年度～36年度

基本的な施策

2. 障害者福祉の推進

基本的な事業 2-3 障害児への療育支援

■ 現状と課題

発達に課題のある子どもが増加する中で、成長発育の確認や病気の早期発見、また社会的活動に参加できるようにするためには、療育や教育への取り組みが重要です。

健康診断を通じて乳幼児の発育及び発達状況を確認し、療育を必要とする乳幼児にはわかき学園発達相談室を紹介するなど、発見から療育へつなげる連携の推進が必要です。

就学時には、障害の特性に応じた多様な学びの場についての情報を保護者へ十分に提供し、それぞれの児童に最適な教育を提供するための支援が求められます。

また、障害児を持つ家庭では、不安や悩みを抱えているケースも多く、これを解消するためにも、相談や親同士の交流の場を提供すること、保護者が安心して働くことのできる環境づくりを進めていくことも重要です。

■ 基本的な方向性

- 乳幼児健診や発達健診の実施により、早期の障害児（発達障害を含む）療育を推進します。
- わかき学園発達相談室と、子ども家庭支援センター^{*}や教育関係機関など、障害児だけでなく、その家族などに対する切れ目のない相談支援体制をめざしていきます。
- わかき学園を療育活動及び相談支援の拠点として、地域との交流に努めていきます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市障害者計画	平成27年度～平成32年度
第4期東久留米市障害福祉計画	平成27年度～平成29年度
東久留米市地域福祉計画（第3次改定版）	平成27年度～平成36年度

基本的な施策

3. 健やかな生活を支える保健医療の推進

基本的な事業 3-1 保健医療体制の充実

■ 現状と課題

急速な少子高齢化の進展、市民のライフスタイルの多様化、非感染性疾患の拡大や健康危機管理事案の変容などにより、保健医療体制を取り巻く環境は大きく変化していることから、さまざまな環境変化にも適応できる保健医療体制の地域基盤づくりが重要となっています。

保健医療圏とは、保健医療資源の効率的かつ適正な配置による有効活用を図り、都民が安心して医療を受けられる保健医療提供体制の構築を図る地域的単位として設定されたもので、本市は東京都における二次保健医療圏※のなかで、北多摩北部医療圏※に属しています。

より専門的・高度な医療の提供を確保するためには、東京都や北多摩北部医療圏内と一層の連携強化を図る必要があります。

一方、本市では、市民の日常的な傷病などの治療や診断、健康管理から必要に応じた専門医の紹介まで、気軽に相談できる身近な存在であるかかりつけ医・歯科医・薬局を持つことを推進し、また、休日医科・歯科診療・準夜間診療体制の整備や平日準夜間小児初期救急医療の実施に取り組んでいます。今後も医師会や医療機関との連携を図り、市民が安心できる地域医療のさらなる充実が求められています。

わくわく健康プラザ



■ 基本的な方向性

- 高度化、多様化する医療ニーズに対応し、地域の実情にあった医療を安全に提供するため、各関連機関や保健医療圏内との連携強化を図ります。
- 医師会・歯科医師会・薬剤師会とともに、医療に関する情報提供の充実に努め、身近な地域で相談や診療を受けられるよう、かかりつけ医・歯科医・薬局の定着の促進を図ります。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東京都保健医療計画	平成25年度～平成29年度
東京都北多摩北部保健医療圏地域保健医療推進プラン	平成25年度～平成29年度

医療施設の状況（都・管内比較）

医療圏名	二次保健 保健所名	市町村	病院			一般 診療所	歯科 診療所	病床数			
			計	精神 病院	一般 病院			精神 病院	一般 病院	一般 診療所	歯科 診療所
東京都（島部含む）			646	51	595	12,758	10,647	23,041	81,420	4,486	7
区部			424	13	411	9,730	8,338	7,331	59,582	3,318	3
市部			217	38	179	2,970	2,275	15,650	21,687	1,092	4
北多摩北部	多摩小平保健所	小平市	9	1	8	125	100	750	1,002	47	-
		東村山市	11	3	8	97	66	683	1,531	34	-
		清瀬市	13	2	11	44	36	255	1,038	19	-
		東久留米市	3	1	2	61	57	183	91	17	-
		西東京市	5	1	4	141	120	326	717	27	-

資料：東京都福祉保健局ホームページ「東京都の医療施設」（平成25年10月1日）

基本的な施策

3. 健やかな生活を支える保健医療の推進

基本的な事業 3-2 健康づくりの推進

■ 現状と課題

我が国は生活水準の向上や医療技術の進歩により、世界的にみても長寿の国です。しかし一方で、社会構造の変化による生活習慣の多様化や高齢化による、生活習慣病^{*}、要介護者の増加、また、うつなどの精神疾患の増加が社会問題となっています。

心身ともに健康で過ごせる「健康寿命^{*}」を延ばすためには、市民と地域と市が一体となる必要があります。市民が自ら生活習慣を改善し、健康増進への意識を高めるとともに、市では医療機関や地域と連携し、個人が取り組みやすい健康づくりのための環境整備、健康教育などの充実が求められます。

また、生活習慣病や疾病を未然に防ぐため、早期発見に向けた特定健診や保健指導、予防接種などを実施し、受診率向上へ向けた取り組みを積極的に行うとともに、うつ傾向や不安の強い人の割合を減らすための心の健康づくりが必要となっています。

■ 基本的な方向性

- 健康寿命を延ばすことを目標に、あらゆる年代が自らの健康に対する意識を高め、活動を継続していけるよう、地域での健康づくりの環境整備を市民と協働^{*}で推進します。
- 予防接種事業の法定化などの動向に注視し、生活習慣病の早期発見・早期治療のため、特定健診・保健指導の充実と継続受診率の低い若い世代を含めた受診率向上に努めます。
- 心の健康に関する正しい知識の普及と、相談窓口などの情報提供を行います。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市地域福祉計画（第3次改定版）	平成27年度～平成36年度
東久留米市健康増進計画（第2次）	平成28年度～平成36年度
第2期東久留米市国民健康保険 特定健康診査・特定保健指導実施計画	平成25年度～平成29年度
東久留米市国民健康保険データヘルス計画	平成27年度～平成29年度

健康診査等受診状況

	特定健診		後期高齢者健診		成人歯科検診		骨粗しょう症検診		特定保健指導	
	受診者数 (人)	受診率 (%)	受診者数 (人)	受診率 (%)	受診者数 (人)	受診率 (%)	受診者数 (人)	受診率 (%)	終了者数 (人)	終了率 (%)
平成21年度	10,228	46.8	5,501	54.4	696	6.2	94	1.3	157	12.6
平成22年度	10,696	48.8	5,971	55.8	751	7.0	151	2.1	317	23.9
平成23年度	10,515	47.6	6,433	56.2	742	6.7	162	2.3	249	21.1
平成24年度	10,794	49.5	7,000	58.0	719	6.2	158	2.1	262	21.9
平成25年度	10,836	49.9	7,483	58.7	749	6.4	134	1.8	218	19.1

資料：福祉保健部健康課

基本的な施策

3. 健やかな生活を支える保健医療の推進

基本的な事業 3-3 医療保険制度の運営

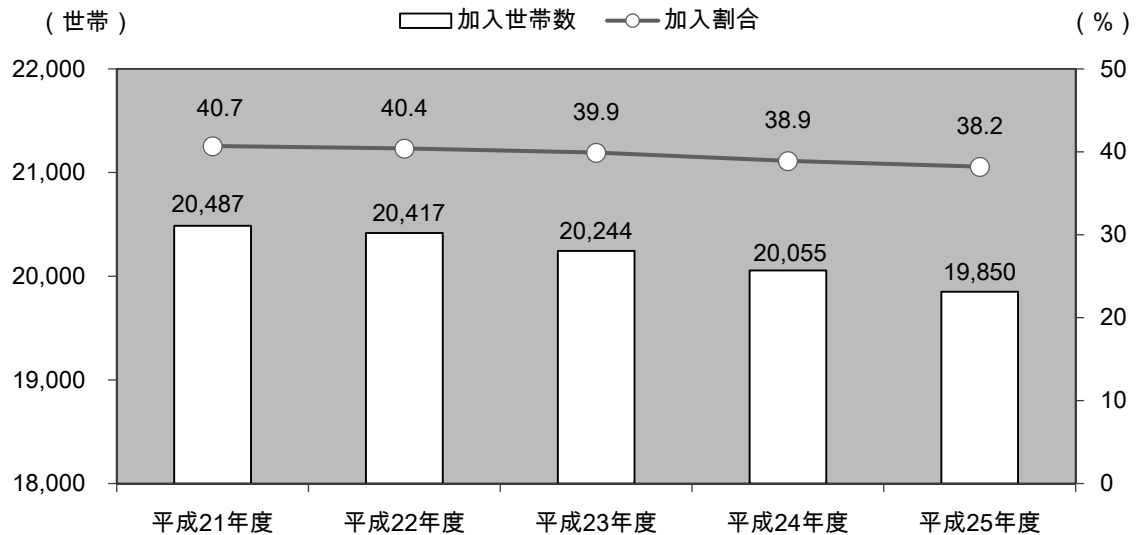
■ 現状と課題

国民健康保険は、市民が安心して医療を受けられるための国民皆保険制度の中核として重要な役割を担っています。しかし、高齢化や医療技術の進歩などにより医療費が増大していく一方で、近年の雇用・社会経済情勢などにより加入者に占める低所得者の割合は高く、国民健康保険制度の財政運営は非常に厳しい状況が続いています。

国民健康保険制度の安定的な運営が可能となるよう、医療費適正化に向けた取り組みに加え、被保険者の健康課題を明確化したうえで効果的な保健事業を実施していく必要があります。

国は、国民健康保険の持続可能な制度運営を確保するため、平成30年度を目途に都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町村とともに国民健康保険の運営を担うこととしています。制度改正の方向を注視しながら、市は、地域住民と身近な関係のなか、被保険者の実情を把握したうえで、地域におけるきめ細かい事業の実施が求められます。

東久留米市国民健康保険加入状況



資料：『統計東久留米 平成26年版』

■ 基本的な方向性

- 市民が安心して国民健康保険制度を利用できるよう、情報提供に取り組むとともに、財政の安定化のために、適切な保険給付及び保険税賦課を行い、税の収納率の向上に努めながら、公正な制度の運営を行います。
- 医療費適正化をめざし、特定健診などによる生活習慣病^{*}の早期発見・早期治療、レセプト点検^{*}及び療養費の二次点検の実施、ジェネリック医薬品^{*}の利用促進などを通じて医療費の抑制に努めます。
- 国民健康保険制度の運営について、更なる広域化を目的に全ての医療費を対象に拡大された保険財政共同安定化事業や、平成30年度を目途に実施される国民健康保険制度運営の広域化の動向を注視して取り組みます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
第2期東久留米市国民健康保険 特定健康診査・特定保健指導実施計画	平成25年度～平成29年度
東久留米市国民健康保険データヘルス計画	平成27年度～平成29年度

東久留米市国民健康保険給付状況

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
療養給付費 及び療養費	件数	571,579	576,510	576,582	576,598	568,674	
	金額	9,494,788,980	9,791,077,511	9,855,899,032	10,171,893,768	10,229,233,103	
	保険者負担金	6,923,076,031	7,133,893,327	7,187,887,677	7,429,453,393	7,485,164,295	
	一部負担金	2,255,992,632	2,326,433,193	2,270,108,375	2,279,208,552	2,269,668,737	
	他法負担金	315,720,317	330,750,991	397,902,980	463,231,823	474,400,071	
療養高 額	件数	11,319	12,222	12,296	13,831	14,286	
	金額	680,724,536	762,122,946	766,768,726	848,055,513	864,655,733	
その他の給付	一時金 出産育児	件数	139	159	125	151	140
		金額	55,290,000	66,570,000	52,260,000	63,180,000	58,380,000
	葬祭費	件数	150	166	190	174	171
		金額	4,500,000	8,120,000	9,480,000	8,700,000	8,550,000

資料：『統計東久留米 平成26年版』

基本的な施策

3. 健やかな生活を支える保健医療の推進

基本的な事業 3-4 生活の安定と自立に向けた支援

■ 現状と課題

近年の社会経済環境の変化に伴い、経済的困窮や社会的孤立の状態にある生活困窮者問題が深刻化しているなかで、生活保護受給者は過去最高を更新しています。このような状況下で、高齢化社会に伴う高齢者世帯の増加はもちろんのこと、稼働年齢層の受給者も増加傾向にあります。

生活困窮者のなかには、複合的な課題を抱えているケースも考えられます。援助を必要とする市民の実態を正確に把握し、制度の適切な運用を図るとともに、関係機関と連携し、各種福祉施策や相談支援などが活用される体制を整えていくことが求められています。

また、平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されたことにより、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の支援を行うための所要の措置を講ずる制度が創設されました。この制度に沿って、自立に向けた更なる支援を行っていく必要があります。

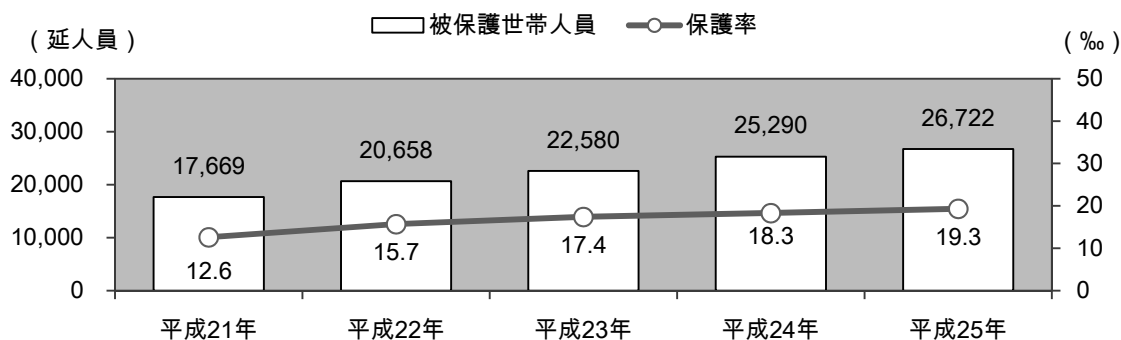
■ 基本的な方向性

- 関係機関と連携し、要援助者の実態とニーズの把握に努め、生活保護制度の適切な運用を図ります。
- 生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業や住居確保給付金支給事業に取り組み、自立に向けた支援を推進します。
- 自立支援のための相談支援体制の充実を図るとともに、福祉部門をはじめとした庁内関係部局との連携体制、地域福祉コーディネーター*との連携、並びにハローワークと一体となった就労支援体制の強化に取り組みます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市地域福祉計画（第3次改訂版）	平成27年度～平成36年度

被保護世帯人員及び扶助別被保護延べ世帯人員



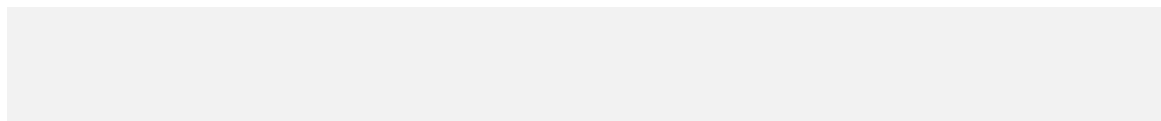
資料：『統計東久留米 平成26年版』

基本目標

子どもの未来と文化をはぐくむまち

基本的な施策

- 子どもが健やかに生まれ育つことへの支援
- 活力ある学校づくり
- 生涯学習の推進



基本的な施策

1. 子どもが健やかに生まれ育つことへの支援

基本的な事業 1-1 保育サービスの充実

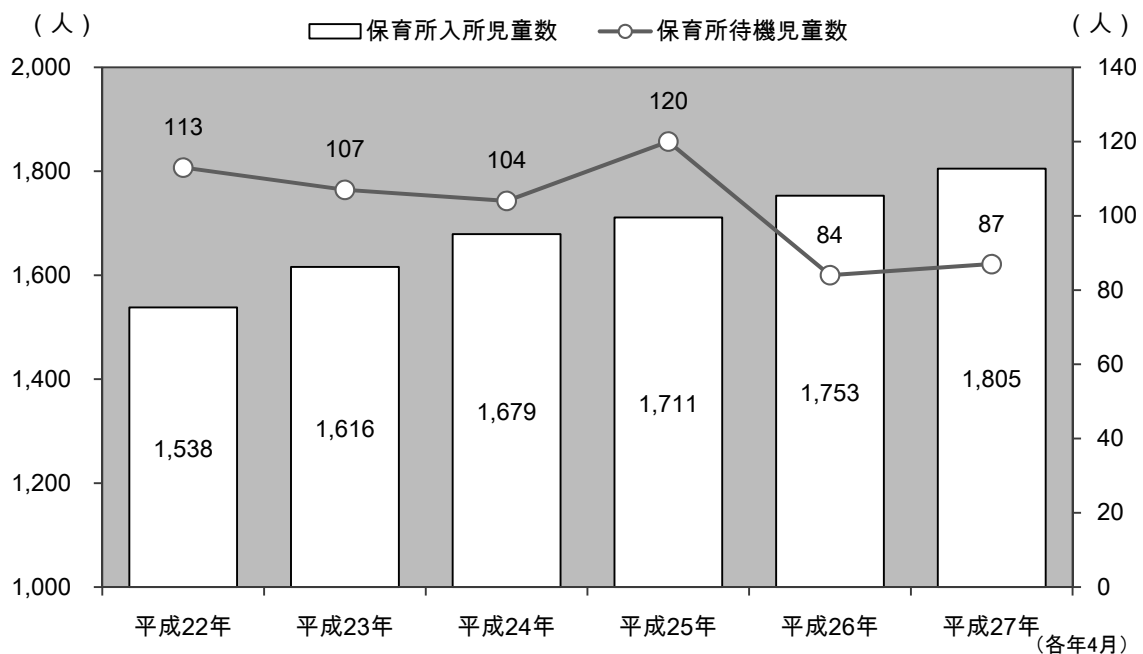
■ 現状と課題

核家族化の進展や共働き家庭の増加、就労形態の多様化などにより、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化しており、特に都市部においては保育需要に対応するため、保育所などの増設、定員の拡大などを図っているものの、供給が追いつかず、いわゆる待機児童の増加が喫緊の課題となることに加え、子育て支援に対する市民からの要望も多岐に渡っています。

このような社会情勢を背景に、平成27年4月、安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現を重要課題の一つとして認識し、待機児童解消をはじめとして社会全体で子ども・子育てを支援するため、子ども・子育て支援新制度*が開始されました。

本市は、これまで保育所の整備や学童保育の年齢拡大など、受け入れ体制の充実を図っていますが、今後も保育需要に柔軟に対応した多様な保育サービスの充実を図るなど、子どもが安心な環境で生まれ成長できるよう、子育てしやすいまちづくりを進めていくことが求められます。

保育所入所児童数及び待機児童数



資料：子ども家庭部子育て支援課

■ 基本的な方向性

- 子どもや子育てをめぐる大きな環境変化を踏まえ、利用しやすい子育て支援サービスを提供していくとともに、民間から供給されるサービスを活かしながら、待機児童解消や保育サービスの拡充を図ります。
- 子ども・子育て支援新制度[※]で創設された小規模保育事業[※]、家庭的保育事業[※]などの地域型保育事業[※]の整備や幼稚園の認定こども園への移行の推進に努めます。
- 子育て支援サービスの量を拡充するとともに質の向上をめざす「子ども・子育て支援新制度」の普及に努めます。
- 学童保育所の施設・設備、機能の充実に努めます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市子ども・子育て支援事業計画	平成27年度～平成31年度

認可保育所



基本的な施策

1. 子どもが健やかに生まれ育つことへの支援

基本的な事業 1-2 親と子の健康の確保及び増進

■ 現状と課題

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、周囲に相談相手がいない、必要な情報が得にくいなど、妊娠・出産・子育てに関して不安を抱える妊婦や保護者が増えています。

そのため、妊婦や保護者に対しては、安心して妊娠・出産ができるよう、妊娠から出産、育児まで切れ目のない母子保健サービスの充実が求められます。また、保護者がゆとりをもち育児を行うためには、育児不安の軽減、孤立化の防止、保護者同士の交流や仲間づくりのための支援なども必要です。

そして、すべての子どもが健康で元気に過ごすためには、乳幼児健診などの必要な健診や医療が不可欠です。

子どもが健やかに成長でき、安心して子育てができるまちを実現するには、関係機関と連携し母子保健を推進していく必要があります。

■ 基本的な方向性

- 出産や子育ての不安解消、孤立化防止のため、情報の提供や事業を通じて交流の機会を設け保護者の仲間づくりを支援するとともに、相談窓口の強化を図り、妊娠期からの切れ目のない子育て支援を充実していきます。
- 地域で安心して子どもを生き育てることができるように、子どもと保護者の心身の健康の維持・増進を図るため、育児不安などによりフォローが必要な母親に対しては、関係機関・関係部署との連携を図り、支援していきます。
- 母子手帳の交付や両親学級、乳幼児健康診査など各種健診、育児相談などの母子保健サービスの向上に努めます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市子ども・子育て支援事業計画	平成27年度～平成31年度
東久留米市母子保健計画	平成27年度～平成31年度

基本的な施策

1. 子どもが健やかに生まれ育つことへの支援

基本的な事業 1-3 子育て家庭の経済的負担の軽減

■ 現状と課題

社会全体の潮流として、核家族化の進展や共働き家庭の増加、就労形態の多様化などにより、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化しており、子どもの成長過程を踏まえた経済的な支援が必要とされています。

子育て家庭への経済的支援としては、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う子どもの健やかな成長に資することを目的とし、児童手当の支給が行われています。また、その他各種手当や各種医療費助成などもあわせて実施されています。これらの支援事業を適切に運営し、子育て家庭の経済的負担を軽減していくことが求められます。

■ 基本的な方向性

- 子育て家庭が安心して子育てができるよう、児童手当などの各種手当や子ども医療費助成、幼稚園児の保護者負担軽減事業などの制度を通じ、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。
- 各種手当や助成制度にかかるさまざまな手続きの窓口では、子育てに関する初期相談窓口としての役割を果たし、子育てに役立つ情報提供や適切な相談窓口に引き継ぐ機能を充実させます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市子ども・子育て支援事業計画	平成27年度～平成31年度

基本的な施策

1. 子どもが健やかに生まれ育つことへの支援

基本的な事業 1-4 家庭・地域における子育て支援

■ 現状と課題

コミュニティの希薄化や就労形態の変化などにより、子育て家庭からのニーズは多様化しており、それぞれの家庭の状況に応じたきめ細やかな子育て支援が求められています。

また、身近に相談できる相手がいないなど、いわゆる「育児の孤立化」が進んでいることや、子育ての知恵や経験が伝承されにくくなった結果、子育てに不安を抱える家庭が増加していることも指摘されています。

このようなことから、魅力ある場所づくりや地域の子育て支援の充実など、すべての子どもたちが、生まれ育った環境に左右されず、個性や創造力を十分に伸ばすとともに、社会の一員として自立できるよう、家庭・学校・地域・行政で連携し支援していくことが必要です。

また、児童虐待*の防止についても、子育て家庭の孤立化を防ぐことや、不安や負担の解消を図ることが重要です。本市では、このような観点からも各種相談や親同士の交流事業などを行っていますが、児童虐待を防止するためには、子どもへの暴力に社会全体がより厳しい目を向けることが必要であり、そのためには、早期発見を可能とする体制強化が求められるとともに、関係諸機関とのきめ細やかな協力・連携が不可欠です。

いこいの水辺



■ 基本的な方向性

- 親たちが安心して子育てができるよう、魅力ある場所づくりや地域の子育て力の向上など、子どもが自ら育っていくことのできる環境づくりを進めるとともに、地区青少年健全育成協議会による児童の健全育成のための活動を支援します。
- 市内各保育所における育児相談、園庭開放、異年齢児・世代間・地域交流行事など、地域活動事業の充実に努め、地域の子育て力向上を図ります。
- 児童館は、児童の健全育成のための施設であり、子育て家庭の支援や児童虐待^{*}防止の対応など、子ども家庭支援センターなど関係機関との連携に努めます。
- 子ども家庭支援センター^{*}は、子ども家庭総合マネジメント機関として、総合相談や情報提供のほか、子どもと家庭を支援するネットワークの構築と関係機関との調整、要支援家庭サポート、在宅サービスの提供など、地域の中核機関として機能を充実します。
- 地域子育て支援センター^{*}を地域における子育て親子の交流を促進する支援拠点とし、子育てに関する情報提供、相談支援を充実します。
- 子ども・子育て支援新制度^{*}の実施に伴い、計画的に推進される地域における子育て支援事業をはじめとして、その他の子育て支援機能、NPO^{*}や子育てサークルなどの活動を含めた、地域の施設などと連携した子育て支援の充実に努めます。
- 子育て中の親子や妊婦などが、地域の子育て支援事業を含めたさまざまな事業のなかから必要な支援を選択して円滑に利用できるように情報提供、相談・援助を行います。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市子ども・子育て支援事業計画	平成27年度～平成31年度

基本的な施策

1. 子どもが健やかに生まれ育つことへの支援

基本的な事業 1-5 支えが必要な子どもと家庭への取り組み

■ 現状と課題

近年、家庭の経済状況の違いによる子どもの養育環境の差が社会問題として注目されています。保護者が経済的に困窮し、子育てに向ける心のゆとりを持っていない場合などには、就業と子育てを両立させていくための支援が必要とされています。

ひとり親家庭などでは子育てをはじめ生活全般にわたり、精神的、経済的負担が大きいことから、本市では、児童扶養手当をはじめとする各種手当や医療費の助成などを行うとともに、ひとり親家庭の自立支援のためのホームヘルプサービス、教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業、東京都母子及び父子（女性）福祉資金貸付事業などを実施しており、今後も現行の事業の推進が求められます。

また、保護者の子育てに関する悩みや不安については、相談を通じて軽減することも重要です。人権やプライバシーに配慮し、家庭や保護者の事情に対応した相談活動の充実とともに、就労支援など自立に向けた総合的な支援が求められています。

■ 基本的な方向性

- 保護者が経済的に困窮し、子育てに向ける心のゆとりを持っていない家庭のために、就業と子育てを両立させていくための支援に努めます。
- ひとり親家庭などに対する経済的な負担軽減や生活支援、相談活動など、自立に向けた支援をしていきます。
- 家庭内の悩みや問題を的確に把握し、関係機関との連携のもと、個々の家庭の状況に応じた情報提供を行うとともに、適切な相談機関への引き継ぎに努めます。
- 教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業などの実施に加え、庁内はもとより、関係機関と連携し、個々の家庭の状況に応じた総合的な就労支援に努めます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市子ども・子育て支援事業計画	平成27年度～平成31年度

基本的な施策

2. 活力ある学校づくり

基本的な事業 2-1 人権尊重と健やかな心と体の育成

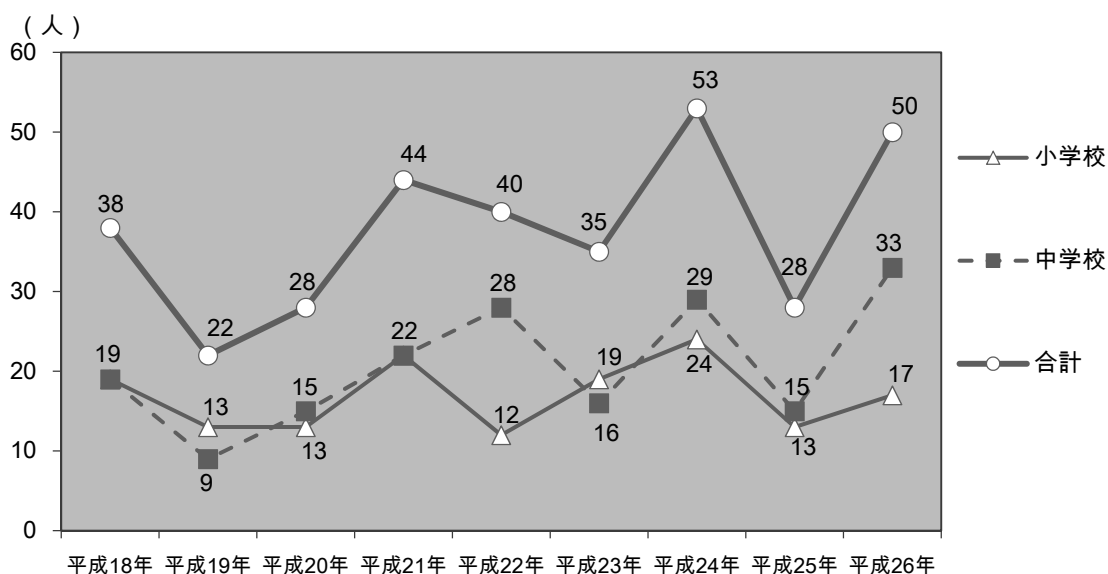
■ 現状と課題

多様な人々がともに暮らす社会にあつては、人権尊重の理念を正しく理解し、生命を大切にし、社会生活の基本的ルール、善悪の判断や思いやりの心を身に付け、社会に貢献する精神をはぐくむことが求められます。変化の激しいこれからの社会を生き抜くために、子どもたちに、確かな学力とともに豊かな人間性や健康・体力の知・徳・体の力をバランスよく身に付けさせることが大切です。

大きな社会問題となっている「いじめ」も解決しなければなりません。「いじめ」は命と人格の尊厳にかかわる問題です。道徳教育の充実とともに防災活動などに取り組むことにより、互いを支え合う心をはぐくむことができます。

また、健全な心の発達・成長とともに健やかな体をはぐくむためには、生涯を通してスポーツに親しむ習慣や意欲、体力づくりへの意識の向上が求められます。平成32年には東京でオリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。子どもたちに素晴らしい経験をさせるためにも、この貴重な機会を生かした教育を推進していかなければなりません。さらに、健康な体づくりには、食の衛生面や食生活に関する知識が必要であり、それを身に付けるための食に関する教育も大切です。

いじめの認知件数



資料：教育部指導室

■ 基本的な方向性

- 子どもたちが人権問題を正しく理解し、多様な人々とともに暮らしていける人権尊重の理念を基盤とした教育を推進します。
- 社会生活の基本的ルール、善悪の判断や思いやりの心、支えあいの精神を身に付けることができるよう、道徳教育を充実させます。
- いじめ防止対策推進条例を踏まえ、いじめを防止する教育を推進します。
- 自然災害に備えて、防災についての知識や技能を習得するだけでなく、社会参加や社会貢献の意識を高めるため、防災教育を推進します。
- オリンピック・パラリンピック競技大会の歴史や意義、理念などについて正しく理解し、国際理解を深め、国際親善や人権尊重の精神を育てるために、オリンピック・パラリンピック教育を推進します。
- 子どもたちが積極的に体育やスポーツに親しみ、健康増進や体力向上を図ることができるよう、体育・健康教育を推進します。
- 栄養に偏りのない食品の選択や地場産農作物の給食への活用など、食に関する教育を推進します。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市教育振興基本計画	平成26年度～平成30年度
東久留米市立小学校給食調理業務委託推進計画	平成27年度～平成32年度

基本的な施策

2. 活力ある学校づくり

基本的な事業 2-2 確かな学力の育成

■ 現状と課題

義務教育の目的は、社会に出て自立して生きていくために必要となる力を身に付けさせることです。これからの社会では、子どもたちは、基礎的・基本的な知識や技能はもちろん、思考力、判断力、表現力や学ぶ意欲などを含めた幅広い学力を身に付けなければなりません。

また、社会のグローバル化に積極的に対応できる人間を育てることは、日本の発展にとって必要なことです。グローバル化に対応するためには、外国語を学ぶとともに、日本の歴史、社会、文化を知ることが大切です。国際社会で活躍するためには、自分の考えをもち、人の考えをきちんと理解しなければなりません。同時に、これからの地域や産業を支え発展させる人間を育てていきます。

さらに、「読書」は子どもたちの豊かな人間性を育み、知識を得て世界を広げていくための大切な活動です。学習活動を支える学校図書館の整備も大切です。

■ 基本的な方向性

- 子どもたちが幅広い学力のもととなる基礎的・基本的な知識や技能を身に付けるために、子どもたち一人ひとりの学力や発達段階に応じた「分かる授業」を実践するとともに、補習体制など教育環境を整備していきます。
- 子どもたちが興味・関心を持ち、主体的に参加する授業を行うことで、思考力、判断力、表現力とともに学ぶ意欲を育成します。そして、全体の学力を伸ばし、学習が得意な子どもたちの学力もさらに伸ばします。
- 子どもたちが日本の伝統や文化を大切にしたいうえで国際感覚を身に付け、日本人としての誇りとアイデンティティを養う教育を推進します。
- 東久留米市の自然や産業を学びながら、将来の東久留米市や自分自身の自立のことを考える学習を進めることで地域社会を愛し、地域の活性化に貢献できる人間を育成します。
- 学校図書館の整備や市立図書館との連携により、子どもたちの読書活動や学習活動の充実を図ります。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市教育振興基本計画	平成26年度～平成30年度
第二次東久留米市子ども読書活動推進計画	平成26年度～

基本的な施策

2. 活力ある学校づくり

基本的な事業 2-3 信頼される学校づくり

■ 現状と課題

「学校」は、保護者が安心して子どもたちを通わせることができる場所ではなくてはなりません。信頼される学校をつくるためには、学校は保護者や地域の期待に責任をもって応える必要があります、そのためには、学校全体で子どもたちを健やかにはぐくむことが大切です。

学校経営において校長は、外部の専門家や地域の力を積極的に取り入れることが重要です。地域の協力を得ることで教育活動を一層充実させていくことができます。学校もまた地域に協力することで、学校と地域の連携がより深まります。

子どもたちを指導している教員の指導力や資質の向上は、子どもたちの学力や体力の向上、健全育成に直接影響します。教員の資質や指導力の一層の向上が求められます。

また、通常の学級にも、特別な支援を必要としながら十分な支援を受けられない子どもたちがいます。特別な支援が必要な子どもたちへの指導の充実が必要です。

さらに、子どもたちの安全・安心のため、学校施設の整備や通学路の安全確保が求められています。

学校の適正規模・適正配置については、保護者・市民への説明責任を果たしながら推進することが必要です。

特別支援学級開設状況(平成27年5月1日現在)

固定学級(小学校)

小学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	学級数
第三小(知)	2	2	2	5	6	4	21	3
第七小(知)	4	5	3	3	4	2	21	3
南町小(知)	6	0	0	1	1	1	9	2
南町小(情)	1	2	3	2	5	2	15	2
神宝小(知)	1	1	0	4	1	3	10	2
合計	14	10	8	15	17	12	76	12

固定学級(中学校) (人・学級)

中学校名	1年	2年	3年	合計	学級数
東中(知)	5	5	2	12	2
西中(知)	8	3	1	12	2
中央中(知)	6	6	8	20	3
合計	19	14	11	44	7

通級指導学級(小学校)

小学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	学級数
第六小(情)	6	4	6	11	8	8	43	5
第七小(情)	5	5	9	10	7	7	43	5
第六小(言)	3	4	5	4	3	4	23	2
第六小(聴)	0	1	2	1	3	1	8	1
合計	14	14	22	26	21	20	117	13

通級指導学級(中学校)

中学校名	1年	2年	3年	合計	学級数
東中(情)	4	3	7	14	2
久留米中(聴)	2	2	1	5	1
合計	6	5	8	19	3

資料: 教育部学務課

■ 基本的な方向性

- 校長がリーダーシップを発揮し、学校が一丸となって充実した教育活動を行うことのできる組織づくりを進めます。
- 学校評議員※の協力を得て開かれた学校づくりを進め、さらに、青少年健全育成協議会や地元の自治会など、地域と連携した教育活動を進めます。また、地域行事に学校施設を開放したり、多くの子どもたちを地域行事に参加させたりすることで学校と地域との連携を推進します。
- 教員の指導力を高めるとともに教員としての使命を自覚させ、人間性を豊かにすることで、子どもたちや保護者に信頼される教員の育成に努めます。
- 障害があり、特別な支援の必要な子どもたちが専門的な教育を受けられる体制を整備します。
- アレルギー事故や食中毒の発生を防止し、安全・安心な調理体制を確保するため、小学校給食の調理業務委託を推進します。
- いじめ防止対策推進条例に基づき、学校、家庭や地域、関係諸機関の相互協力により、いじめ防止を総合的に進め、児童・生徒が安心して学ぶことのできる環境を整備します。
- 学校施設の日常的点検や維持補修、施設全体の大規模改修にも計画的に取り組むとともに、子どもたちが交通事故や犯罪被害に遭わないように通学路の安全確保に努めます。
- 小・中学校の適正規模・適正配置は、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置などに関する手引」に基づき、教育的な視点から検討し、保護者や地域の理解を得ながら検討を進めます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市教育振興基本計画	平成26年度～平成30年度
第二次東久留米市子ども読書活動推進計画	平成26年度～
東久留米市立学校再編成計画	平成14年度～
東久留米市立学校再編成にかかる実施概要 (基本プラン)	平成19年度～
東久留米市特別支援教育推進計画	平成27年度～
東久留米市特別支援教室設置計画	平成27年度～

基本的な施策

3. 生涯学習の推進

基本的な事業 3-1 生涯学習活動の充実

■ 現状と課題

生涯学習は少子高齢化の進む地域社会において、その活力の維持と発展にとって極めて大切です。学校で学んだことを「学校」だけで終わらせず、文化活動やスポーツ活動など、卒業しても学び続けることのできる環境づくりが、地域の文化の発展に寄与することになります。

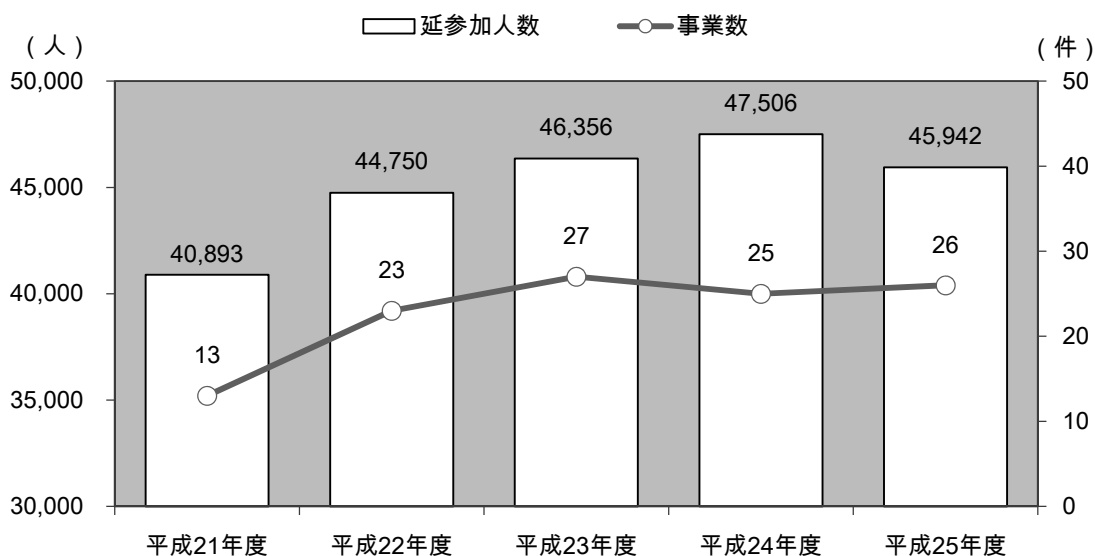
本市では“誰もがいつでもどこでも”学習することができ、学習成果を生かすことができる「生涯学習社会」の構築をめざし、生涯学習の振興に取り組んできました。

生涯学習センターは生涯学習の中核として多くの市民に利用されているとともに、情報収集、提供、相談支援などの、中心的な機能を果たしています。今後も生涯学習団体、NPO*、指定管理者*などと市民が連携し、それを行政が支援していく体制づくりが求められます。

地域社会は市民の生活の場であるとともに、市民の交流と生涯学習の場でもあります。しかし、社会環境の変化や価値観の多様化によって、人と人との関わりや連帯意識の希薄化が進行している昨今、市民の地域コミュニティ*活動への参加についても、減少しているのが現状です。地域におけるさまざまな課題に対応するためには、市民同士が学び合い、教え合う相互学習が活発に行われるような環境を醸成する必要があります。

子どもたちに対して、放課後や週末などに、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動の機会を提供することが求められています。

生涯学習事業延べ参加人数の推移



資料：教育部生涯学習課

■ 基本的な方向性

- 市民一人ひとりが、豊かな人生を送り、生涯を通じていつでも主体的に学び続けられるよう、生涯学習センターが中心的・総合的な機能を果たすとともに、学校、教育、地域、団体及び行政が一体となって生涯学習の振興に努めます。
- 市民がいつでも、どこでも学習機会を持てるように、指導者養成や「(仮称)生涯学習ボランティア」の登録事業などの実施について検討を進めます。
- 広く市民の学びの成果を地域活動に活かせる仕組みや地域課題を自ら、または市と協働^{*}して解決するための取り組みとして、市民大学^{*}事業の拡充に努めるとともに、受講生(卒業生)たちによる自立した地域活動が生まれるよう支援します。
- 小学校の余裕教室などを活用した放課後子供教室について、モデル実施の状況を見ながら、実施校の拡大や活動内容の充実に向け検討を進めます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市教育振興基本計画	平成26年度～平成30年度

生涯学習センター自主事業

「大人の寺子屋～もっと地元が好きになる！東久留米の歴史学講座～」



基本的な施策

3. 生涯学習の推進

基本的な事業 3-2 図書館サービスの充実

■ 現状と課題

図書館は「地域を支える図書館」を基本理念とし、まちの情報拠点として、市民の生活や学習に必要な資料・情報を提供しています。特に、まちの歴史や文化を次代に継承するために、東久留米市に関する資料を収集・保存することは、図書館の重要な役割です。

図書館に対するニーズや地域課題は複雑化・多様化し、社会の変化や新たな課題に対応するため、文部科学省は「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を全面改正して告示しました。本市においても、仕事、法律、介護、健康に関する資料など、高度化した情報の検索やレファレンスサービス*といった課題解決支援が必要とされるようになっていきます。

新たな市民ニーズや課題に対応するため、図書館では、開館時間の延長や学習室の開設、国立国会図書館のデジタル化資料や商用データベースの提供、利用者用インターネット端末の設置など、サービスの拡充を行っています。情報化の進展により、専門性の高い利用者支援や情報教育の役割が求められています。

図書館が地域の情報拠点、学習や文化創造の拠点としての役割を担い、乳幼児から現役世代、高齢者に至るまでさまざまな利用者に対応した事業を行うため、施設等を整備していく必要があります。

また、生涯にわたり学習することが求められる社会では、子ども時代の学習、読書習慣をつくることが重要です。平成19年に策定した「子ども読書活動推進計画」により、地域全体の子どもの読書活動は発展し学校図書館の整備が進みました。平成26年に策定した「第二次子ども読書活動推進計画」では、さらに地域の活動をネットワークする「子ども読書応援団」を結成し活動を推進するとしています。

■ 基本的な方向性

- 図書館は「地域を支える図書館」を基本理念とし、まちの情報拠点として、市民の生活や学習に必要な資料・情報を提供し、地域の発展に役立つ活動を行います。また、蔵書の質の向上と、時代の変化に合わせた多様な資料を備えて、市民の課題解決に資する生涯学習の拠点として機能の充実を図るとともにレファレンスサービス*の充実を図ります。
- 市民が東久留米をよく知り、まちの歴史や文化を次代に継承するために、東久留米に関する資料の収集・保存を進めます。文化財担当と連携を図り、歴史的公文書の保存方法などを研究します。
- 図書館ボランティアや生涯学習の成果を活用する機会を設け、市民が活動する図書館運営を進め、市民の交流と学び、文化拠点として整備していきます。
- 家庭、地域、学校などと連携を図り、子どもたちの読書活動を推進します。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市教育振興基本計画	平成26年度～平成30年度
第二次東久留米市子ども読書活動推進計画	平成26年度～

市立図書館の蔵書数及び利用状況

	蔵書数(冊)		貸出点数	リクエスト 件数	レファレンス 件数
	合計	うち郷土資料			
平成20年度	419,997	5,490	967,842	128,075	1,385
平成21年度	429,998	5,861	915,610	133,202	1,278
平成22年度	437,839	6,157	914,639	136,083	1,071
平成23年度	445,443	6,472	867,154	139,250	2,233
平成24年度	454,725	7,336	852,472	142,912	1,928
平成25年度	449,545	8,979	880,765	112,852	2,232
平成26年度	457,353	9,786	917,812	167,571	3,231

資料：『東久留米市教育振興基本計画 [改訂版]』（平成27年11月）

基本的な施策

3. 生涯学習の推進

基本的な事業 3-3 文化財の保護・活用

■ 現状と課題

市内には国登録有形文化財の村野家住宅や、東京都指定文化財*の下里本邑遺跡や新山遺跡などの史跡、そして無形民俗文化財の南沢獅子舞など多くの文化財があります。

しかし、都市化や価値観の多様化などから文化財の保存環境が変化していることや、文化財の集中的な保存施設がないこともあり、貴重な歴史的文化財の維持や保存・継承が年々難しくなっています。

本市の文化財を後世に守り伝えていくためには、市民が本市の歴史や文化について学ぶ機会を増やすとともに、文化財の調査・研究を推進し、郷土芸能の継承支援などが求められます。

また、市民共有の財産である文化財に対する保護意識が醸成されるよう、市民への啓発活動、郷土の歴史に関する講座や講演会の充実を図るとともに、伝統文化を継承する人材の育成や体制づくりを行っていくことが大切です。そのためには、地域の郷土芸能の保存会や郷土研究会、大学やNPO*との連携を図り、民間と行政との新たな協働*体制を推進する必要があります。

市史の編さんは、近年行われていません。資料の収集や蓄積について、関係機関と連携・協力して管理・保存に取り組んでいく必要があります。

村野家住宅



■ 基本的な方向性

- 郷土の歴史や文化に関する市民の理解を深めてもらうため、市民が必要とする情報をわかりやすく提供する仕組みづくりを推進するとともに、わくわく健康プラザ内の郷土資料室をはじめとする文化財施設の充実に努め、文化財の調査・研究、保護と活用を進めます。
- 貴重な歴史的資料の散逸を防ぐため、研究成果をまとめた文化財調査報告書などを継続的に発行するとともに、こうした資料の整理、保管、活用を図ります。
- 無形民俗文化財の継承のため、各継承団体との連携や市民へのPRなどの支援に努めます。
- 市民による文化財ボランティアなどの養成を推進します。
- 図書館と連携を図り、歴史的公文書の保存方法などを研究します。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市教育振興基本計画	平成26年度～平成30年度

郷土資料室



南沢獅子舞



基本的な施策

3. 生涯学習の推進

基本的な事業 3-4 市民スポーツの振興

■ 現状と課題

本市では、平成25年秋に「第68回国民体育大会（スポーツ祭東京2013）山岳競技会」が開催され、来場者は3日間で延べ8千人にもおよび、盛況のうち閉幕しました。平成32年には、東京でオリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への機運を高めるための施策や、市民スポーツの振興を通じた競技大会への機運醸成が求められます。

近年、心身の健康に対する市民の関心が高まってきており、健康づくりにおけるスポーツの果たす役割が注目されています。一方、スポーツを行う習慣が「ある人」と「ない人」の二極化が生じているため、市民のだれもが気軽にスポーツに親しみ、スポーツを通じた健康、体力の保持、増進や地域での交流を広げられるよう、きっかけづくりや機会の充実が求められます。

また、スポーツを奨励し、振興するには、指導力を有する人材が欠かせません。スポーツを安全・安心に行うことができるよう、それぞれの体力や運動能力に応じた指導を行える指導者や団体の運営に携わる人材の確保・育成が重要です。

■ 基本的な方向性

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催への機運を高めるための事業をさまざまな機会を通じて展開していきます。
- スポーツを通じた健康づくりの情報提供を行うとともに、各種教室やイベントの開催、指導者育成への支援を通じて、個々のライフスタイルに応じた市民のスポーツ活動への参加を促進します。
- より多くの市民が気軽に安心してスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ施設や学校体育施設の利用形態の見直しや改善を図り、市民の満足度と効率性の高い施設運営を推進します。
- 障害者の方にもスポーツに参加していただけるような種目の検討や、障害者スポーツ指導員の育成に努めます。

■ 関連する個別計画等

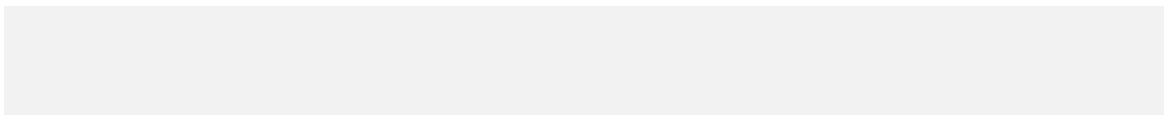
計画名等	計画等期間
東久留米市教育振興基本計画	平成26年度～平成30年度

基本目標

地球環境にやさしいまち

基本的な施策

- 水と緑にふれあうまちづくり
- 環境負荷低減の推進



基本的な施策

1. 水と緑にふれあうまちづくり

基本的な事業 1-1 水辺環境の保全と活用

■ 現状と課題

本市には、「平成の名水百選^{*}」に都内で唯一選定された「落合川と南沢湧水群」を含む数多くの湧水があり、これらを水源とする黒目川や落合川が流れています。豊富な湧水を好む多様また希少な生き物が棲んでいるこれらの湧水や河川は、市民が豊かな水辺環境に触れることのできる憩いの場を形成しており、市の貴重な財産となっています。この湧水や河川を次世代に引き継いでいくため、平成23年6月に全国で初めて「湧水・清流保全都市宣言」をしました。

貴重な水辺環境を保全していくためには、ごみのポイ捨てや不法投棄、生活排水などの流入などによる河川の汚濁を防ぐ対策を講じ、マナーを守るよう呼びかけていかなければなりません。また、河川改修などに当たっては、自然環境への影響を最小にするよう検討を行う必要があります。

この水辺環境は将来に遺していくべき貴重な財産であることが市民の意識のなかに定着しつつあります。今後も湧水や河川がまちの象徴であり、誇りでもあることを広く認識してもらえるよう情報発信するとともに、保全に向けた市民団体の活動を支援するなど、市民と行政が協働^{*}し、それぞれの役割を担いながら保全への取り組みを進めていく必要があります。

■ 基本的な方向性

- 自然環境への影響を配慮した湧水や河川の適切な管理を図ります。
- 「湧水・清流保全都市宣言」に相応しい市の活動を市内外に広くPRし、保全のための機運を高めるための情報発信の充実に努めます。
- 保全への取り組みを市民と行政が協働で進め、市民活動を支援し、その活動のすそ野が広がる施策を検討します。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市第二次緑の基本計画	平成25年度～平成34年度
東久留米市第二次環境基本計画	平成28年度～平成37年度

基本的な施策

1. 水と緑にふれあうまちづくり

基本的な事業 1-2 緑の保全と活用

■ 現状と課題

東京都は、良好な自然地や歴史的遺産と一体になった樹林などを保全地域として指定しています。都内には50箇所の保全地域が指定されていますが、そのうち8箇所が市内にあるほか、雑木林や農地、屋敷林※、樹林地も点在しており、本市は緑に恵まれた環境であると言えます。緑は、生き物の生育・生息環境となるだけでなく、市民の憩いの空間を創出し、また防災上の拠点としての機能、雨水の浸透を助ける場ともなります。

しかしながら、制度により保全されていない雑木林や農地などの私有地においては、宅地開発の進展により緑が減少しています。

本市ではこれまでも「東久留米市のみどりに関する条例」に基づき、貴重な環境資源である緑を守り、次世代へつないでいくための取り組みに努めており、市民と協働※し、今後市として特に保全すべき価値の高い緑地を抽出し、保全手法を定める「緑地保全計画」の策定を進めています。

武蔵野の雑木林は、かつては伐採と萌芽による更新が繰り返されてきました。近年はこうした手入れがなくなり、樹木の高木・老木化が進んでいます。今後も緑の保全に向けて市民や事業者などと協力し、それぞれの役割を認識できるよう啓発活動を行います。また、緑の維持のために「みどりの基金」の効果的な活用などが求められます。

柳窪天神社前（東京の名湧水 57 選）



■ 基本的な方向性

- 市内の恵まれた緑を保全していくために、市民、事業者、行政が協力し、身近な取り組みを主体的に行えるよう、意識醸成の啓発活動や情報発信に取り組みます。
- 新たな緑の創出を行いつつも、既存の緑においては生き物の生育や市民生活に配慮し、広く市民が親しめるような環境整備や高木・老木化した樹木の適切な維持管理に努めます。
- 雑木林や樹木が、近隣住民へも、貴重な資源であることの周知と保存に向けた理解を広めるための取り組みを行います。
- 緑地保全計画で抽出された将来に遺すべき特に貴重な緑地について、適切な手法によりその保全に努めます。
- 緑地の確保には財政の負担が生じるため、適切な方策・優先順位を検討し、「みどりの基金」や国や都から補助制度などを活用することで計画的に進めます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市第二次緑の基本計画	平成25年度～平成34年度
東久留米市第二次環境基本計画	平成28年度～平成37年度
東久留米市緑地保全計画	平成28年度～

南町緑地保全地域



基本的な施策

2. 環境負荷低減の推進

基本的な事業 2-1 総合的環境施策の推進

■ 現状と課題

市民の快適な生活環境のためには、大気汚染や水質汚濁、不法投棄などさまざまな環境問題に対し、定期的な調査を行い、関連機関との連携・協力のもと適切な対応が求められます。

地球温暖化問題は年々深刻さを増し、国際的な協調の下に喫緊に対策を講じる必要があります。主な原因とされている温室効果ガスを減らすためには、日々の生活のなかでの節電への取り組みなど一人ひとり身近な取り組みが重要であり、市役所内はもとより、広く市民や事業所へ普及・啓発する必要があります。

本市は豊かな水と緑に恵まれており、多様な生き物が生息しているため、環境保護に努め、人にも生き物にもやさしいまちづくりを進めなければなりません。

身近な問題では、ごみのポイ捨てや騒音、ペットの鳴き声やふんなどへの対策と、一人ひとりのマナーの向上や地域で解決につなげるための相互理解や環境づくりが求められます。

また、市内には数多くの環境保全活動を行う団体があり、こうした団体と協働^{*}し、環境について学び、解決に向けた行動の輪を広げる機会づくりとして、環境フェスティバルの開催や学校における環境教育・学習を行っています。

■ 基本的な方向性

- 市内環境の定期的な調査を実施するとともに、環境への影響の大きい事業者に適切な指導を行います。
- イベントや学習機会、さまざまな媒体を活用した情報提供を通じ、市民の環境問題に関する知識や意識を醸成する機会をつくります。
- 自然環境に関する調査や外来種への対応を行い、生き物の生育する環境を守り、多様な生き物の保護に努めます。
- 市民の地域社会に対するマナー向上また相互理解への啓発を図り、市民の良好な生活環境の維持に努めます。
- 環境に対する市民や事業者の活動を推進するとともに、広く活動の輪を広げていきます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市第二次緑の基本計画	平成25年度～平成34年度
東久留米市第二次環境基本計画	平成28年度～平成37年度

基本的な施策

2. 環境負荷低減の推進**基本的な事業 2-2 資源循環型社会の推進****■ 現状と課題**

市民のごみ減量への意識が高まり、少子高齢化の影響もあり、ごみの総量は減少傾向にあります。しかし、ごみ処分場には限界があるため、廃棄物の発生抑制（リデュース）、循環的利用のための再利用（リユース）、資源の再利用（リサイクル）の3Rによるごみの減量化・資源化を行い、さらなる資源循環型社会*を推進し、将来に良好な環境を残していく必要があります。

資源を大切にし、ごみの減量・リサイクルを進めるために、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を十分に認識し、相互の協力・連携を図り、主体的に具体的な取り組みを実践できる環境づくりが必要です。各家庭や事業者がルールに従った分別を行い、不法投棄やポイ捨てを三者で防げるよう、ごみ減量化に向けた仕組みを工夫していきます。

本市では、ごみの排出量・資源化率の目標値を設定し、その目標達成をめざしながら、ごみの減量化に向けた助成金の周知や情報発信、市民説明会などの対策を行っています。こうした取り組みを踏まえ、多摩地域の多くの市町村ではごみの有料化を行っているなか、家庭ごみ有料化導入に向けた検討もしていかなければなりません。

■ 基本的な方向性

- 一般廃棄物処理基本計画の基本方針に沿ってごみ処理を展開し、より一層のごみの排出抑制、減量化、資源化を積極的に推進し、環境への負荷の少ない資源循環型社会*の形成をめざします。
- 市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を十分に認識し、相互に協力・連携するためのパートナーシップの構築を図り、ごみ減量化の仕組みづくりを進めます。
- 家庭ごみ有料化については、これまで行ってきたごみ減量化・資源化対策の結果を踏まえて、有効な実施方法や時期、費用対効果を含めて総合的に検討します。

■ 関連する個別計画など

計画名など	計画等期間
東久留米市一般廃棄物処理基本計画	平成19年度～平成33年度
東久留米市分別収集計画	平成26年度～平成30年度
東久留米市第二次環境基本計画	平成28年度～平成37年度

ごみ収集の状況

年度	人口	収集日数	総収集量(t)	市収集量(t)						持込(t)	1世帯当たりごみ量(g)	1人1日当たりごみ量(多摩26市平均)(g)
				計(t)	可燃ごみ(t)	不燃ごみ(t)	粗大ごみ(t)	資源ごみ(t)	有害ごみ(t)			
平成21年	116,619	258(258)	30,519	26,328	18,197	2,169	93	5,827	42	4,191	619	629
平成22年	116,785	258(258)	30,206	26,088	17,827	2,234	97	5,888	42	4,118	612	616
平成23年	116,117	259(259)	29,998	25,898	17,819	2,168	93	5,779	39	4,100	609	617
平成24年	115,822	256(256)	29,595	25,558	17,486	2,047	80	5,907	38	4,037	605	612
平成25年	116,272	258(258)	30,461	25,677	17,333	2,121	64	6,123	36	4,784	605	609
平成26年	116,453	258(258)	30,161	25,113	16,856	2,114	58	6,050	35	5,048	591	600

注1) 人口については、10月1日現在で外国人登録を含む

注2) () 内数値は、収集日数のうち資源物の収集日数

注3) 1世帯当たり排出量=市収集量の計/総世帯数

資料：『多摩地域ごみ実態調査』（各年度）

資料編

東久留米市第4次長期総合計画 基本構想

第4次長期総合計画の体系と基本構想の役割

第4次長期総合計画は、基本構想・基本計画から構成され、東久留米市における長期的かつ総合的なまちづくりの指針として、最上位に位置づけられるものです。基本構想は、東久留米市がめざすまちの将来像やまちづくりの基本理念を示すとともに、それを実現するための施策の大綱を明らかにするものであり、計画的な行政運営の指針となるものです。基本計画は、基本構想を実現するための施策の大綱に基づいて、分野別に現状と計画期間中の課題とそれらを踏まえた方向性を示すとともに、諸施策を総合的に体系化するものです。

年次目標

本基本構想の目標年次は、平成32（2020）年とします

1. まちの将来像

東久留米市の将来像を

「“自然 つながり 活力あるまち” 東久留米」

として掲げます。

いつの時代においても、わたくしたちには変えてはならないもの、変わらずに守りはぐくんでいかなければならないものがあります。それは、東久留米の象徴であり、誇りでもある湧水や河川に代表される「水」と雑木林や緑地に代表される「緑」、そして「人と人とのつながり」です。わたくしたちは、この豊かな自然を守りながら、ふれ

あい、支えあい、助けあい、そこから生み出されるにぎわいと活力により、本基本構想におけるまちの将来像「“自然 つながり 活力あるまち” 東久留米」をめざします。

2. まちづくりの基本理念

まちの将来像を実現するために、人を大切にし、みんなが輝き、互いに支えあうまちづくりの基本理念を、

「みんなが主役のまちづくり」

とします。

まちづくりの主役であるわたくしたち、市民一人ひとりが自立し、支えあいながら、さまざまな場面で主体的に力を発揮します。

わたくしたちは、子どもたちの将来に負担を残さないよう、持続可能な市の発展の一翼を担って「みんなが主役のまちづくり」を進めます。

3. 基本構想実現のために

「“自然 つながり 活力あるまち” 東久留米」の実現に必要な施策全体に共通する基本的な考え方を示し、まちづくりの基本目標・基本的な施策（基本目標を達成するための施策の大綱）へとつなげていきます。

『市民と行政の協働によるまちづくり』

本基本構想のまちづくりの基本理念にもあるとおり、まちづくりの主役は言うまでもなく市民です。市民活動団体などと行政

がそれぞれの特長を活かしながら協働^{*}し、多様化する市民ニーズに対応可能な行政運営に向けて、さらなる取り組みに努めます。協働体制を強化していくためにも、市民と行政との信頼関係をより深め、役割と責任を担い、積極的な情報の共有化を図ります。

『互いに尊重しあえる意識の醸成』

平和な毎日であること、人権が尊重されていることは、人が生きていくうえであたりまえのことです。平和を尊ぶ意識の醸成に努め、性別や年齢、国籍、民族、文化、言語の違い、障害の有無などによって差別や偏見を受けることのない、すべての人があたりまえに暮らすことができるまちをつくります。男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会^{*}の実現を図ります。

『行財政改革の推進』

将来に負担を残さぬよう、公と民の役割の範囲を的確に見定め、市民の目線に立ち、優先度の高い施策、事業に行政資源を集中させることにより、効果的で効率的な都市経営を推進していかなくてはなりません。そのために、施策や事務事業、行政の執行体制、受益と負担の適正化などについて、不断の見直しを行い、行財政改革を推進します。地方分権改革が進められるなか、引き続き、地方自治の担い手である職員の意識改革と行政能力・経営能力の向上に努め、より一層市民の負託に応え、信頼される職員となることをめざします。

4. まちづくりの基本目標

「“自然 つながり 活力あるまち” 東久留米」を実現するために、「みんなが主役のまちづくり」の基本理念に立って、5つの「ま

ちづくりの基本目標」を定めます。

● にぎわいと活力あふれるまち

まちなにぎわいと活力をはぐくむためには、市民一人ひとりのいきいきとした活動を源に、身近なつながりをはじめとして、人と人、人と地域、そして地域と地域で交流や連携することが重要です。若者から高齢者まで、だれもが多様な活動に参加することができ、さまざまな分野で地域の担い手として活躍することができる環境づくりが求められます。地域産業は、東久留米で働き、暮らす人々の生活にうるおいを与え、にぎわいと活力を生み出す重要な役割を担っています。また、都市が安定して発展していくためにも、地域経済の活性化は不可欠です。商工業の活性化や都市農業の振興を通じ、生産と消費などのつながりや人々の交流が盛んになることが必要です。快適な消費生活をおくるためにも、消費者が安心を得るための取り組みが求められます。市民はもちろんのこと、訪れるだれもが出会いとふれあいの輪を広げ、にぎわいと活力あふれるまちをめざします。

● 住みやすさを感じるまち

都市の基盤づくりでは、すべての人が利便性を感じ、安心して快適に暮らせるよう、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境のバリアフリー化^{*}を進めるなど、人へのやさしさが求められます。また、多様な世代が東久留米に将来の生活を描くことができ、愛着を持って住み続けたいと望む魅力ある都市空間を創ることが必要です。地震や風水害などの自然災害に対する備えや、防犯に対する市民の関心が高くなっています。将来にわたって安心して住み続けるためには、生活を脅かす災害や犯罪に強いまちづくりが求められます。突然見舞われる不測の事態に対する備えや、市民一人ひとりが

自らの生命と財産は自らで守るという意識を持ちつつ、地域においては、互いに助け合い、支えあうという共助の取り組みも欠かせません。市民だれもが快適に、安心して暮らし続けることができる、住みやすさを感じるまちをめざします。

● 健康で幸せにすごせるまち

急速な高齢化や平均寿命の伸長、食生活の乱れ、不規則な生活の広がりなどを背景として、国民全体の疾病構造の中心は、感染症から生活習慣病^{*}へと大きく変化しています。いきいきと充実した生活をおくるための基本は健康です。市民一人ひとりが日頃から、自らの健康は自らで守るという意識を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことが大切です。また、市民の健康を支えるための正しい情報の提供や、地域で支えあって生活習慣を改善していく仕組みづくりが必要です。

すでに迎えた超高齢社会において、保健、医療、福祉の連携により、生涯を通じ、健やかで安定した生活が求められます。高齢者や障害者にとってやさしく、暮らしやすいまちづくりは、すべての市民にとって生活しやすいまちにつながります。

市民だれもが、住みなれた家庭や地域で、人とのふれあいを深めながら、健康で幸せにすごせるまちをめざします。

● 子どもの未来と文化をはぐくむまち

仕事と子育ての両立は依然として大きな課題といわれています。一方で、少子化や核家族化が進み、孤立した子育て環境による母親の育児不安・ストレスが社会問題になっています。その一因として、家庭や地域が従来持っていた、子育てにかかる問題解決や相互支援の仕組みが弱体化している

ことが挙げられます。子どもが健やかに生まれ育つことができる環境を、保健、医療、福祉の連携のもと、地域全体ではぐくんでいくことが必要です。次代を担う子どもたちが、将来にわたって主体的かつ社会の変化に柔軟に対応していくための幅広い知識と教養を身につけ、学ぶことの楽しさを知り、豊かな人間性と健やかな身体を養い、たくましく成長することができる学校づくりをめざします。市民だれもが、自由に学び、スポーツに親しむ機会を持ち、東久留米の歴史や文化を伝承し、かつ薫りを感じながら、生涯にわたって豊かな人生をおくることのできるまちをめざします。

● 地球環境にやさしいまち

わたくしたち人類が抱える大きな課題の一つとして地球温暖化をはじめとする環境問題があります。

環境に与える負荷を軽減するためには、省エネルギーの徹底、資源の有効活用、ごみを出さない工夫など、市民一人ひとりに「環境にやさしい生き方」が求められています。

東久留米は、環境省の「平成の名水百選^{*}」に選ばれた「落合川と南沢湧水群」や「東京の名湧水57選」に選ばれた「南沢緑地、竹林公園、黒目川天神社前」をはじめとする多数の湧水や、それらを源とする河川などの水辺資源、雑木林などの緑が織り成す風景に恵まれ、都内にありながら、静かなやすらぎを感じられるまちです。こうした水と緑に代表されるかけがえのない環境資源を次世代に引き継いでいかなければなりません。

循環型社会の推進や、恵み豊かな環境を守りはぐくむことを通じ、地球環境にやさしいまちをめざします。

東久留米市第4次長期総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1 東久留米市第4次長期総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）を策定するため、東久留米市長期総合計画後期基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、後期基本計画策定に必要な事項について調査及び検討を行い、その結果を東久留米市長（以下「市長」という。）に報告する。

(組織)

第3 委員会は、東久留米市庁議等の設置及び運営に関する規則（昭和46年東久留米市規則第25号）第4条第1項に規定する者（ただし、市長を除く。）をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、副市長を、副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第5 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第6 第2に掲げる事項の調査及び検討を円滑に推進するため、次に掲げる専門部会（以下「部会」という。）を置く。

(1) 地域活性・環境部会

(2) 安全安心・都市整備部会

(3) 福祉・保健部会

(4) 子ども・教育部会

(5) 計画推進部会

2 部会は、委員会の求めに応じて、第2に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を委員会に報告する。

3 部会の所掌する政策分野及び施策並びに部会員（以下「所掌事務及び部会員」という。）は、別表第1のとおりとする。

4 委員長が必要と認めるときは、第6の3の規定にかかわらず、当該部会の所掌事務及び部会員を変更することができる。

(部会の運営等)

第7 部会には、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、委員長が指名する者をもって充てる。

3 部会長は、部会を招集し主宰する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。

5 部会長は、必要があると認めるときは、部会に部会員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8 委員会及び部会の庶務は、企画経営室企画調整課において処理する。

(委任)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

別表1（第6関係）

（1）地域活性・環境部会

まちづくりの基本目標		にぎわいと活力あふれるまち、地球環境にやさしいまち
施策① にぎわいと活力あふれるまち		新たな活力を生み出す産業の振興と消費生活の向上、地域力向上への支援
施策② 地球環境にやさしいまち		水と緑にふれあうまちづくり、環境負担低減の推進
部会員 【職名】		市民部長、環境安全部長、市民部産業政策課長、市民部生活文化課長、環境安全部環境政策課長、環境安全部ごみ対策課長、都市建設部管理課長、都市建設部施設建設課長

（2）安全安心・都市整備部会

まちづくりの基本目標		住みやすさを感じるまち
施策		生活の安全・安心の向上、生活の快適性を支えるまちづくり
部会員 【職名】		環境安全部長、都市建設部長、環境安全部防災防犯課長、環境安全部環境政策課長、都市建設部都市計画課長、都市建設部道路計画課長、都市建設部管理課長、都市建設部施設建設課長

（3）福祉・保健部会

まちづくりの基本目標		健康で幸せにすごせるまち
施策		高齢者福祉の推進、障害者福祉の推進、健やかな生活を支える保健医療の推進
部会員 【職名】		福祉保健部長、福祉保健部福祉総務課長、福祉保健部障害福祉課長、福祉保健部介護福祉課長、福祉保健部健康課長、福祉保健部保険年金課長

（4）子ども・教育部会

まちづくりの基本目標		子どもの未来と文化をはぐくむまち
施策		子どもが健やかに生まれ育つことへの支援、活力ある学校づくり、生涯学習の推進
部会員 【職名】		子ども家庭部長、教育部長、教育部参事、福祉保健部健康課長、子ども家庭部子育て支援課長、子ども家庭部子育て支援課主幹、子ども家庭部児童青少年課長、教育部教育総務課長、教育部学務課長、教育部生涯学習課長、教育部図書館長

（5）計画推進部会

まちづくりの基本目標		計画を推進していくために
施策		市民と行政の協働によるまちづくり、互いに尊重しあえる意識の醸成、行財政改革の推進
部会員 【職名】		企画経営室参事、総務部長、市民部長、企画経営室行政管理課長、企画経営室主幹、企画経営室秘書広報課長、企画経営室財政課長、総務部総務課長、総務部職員課長、総務部情報管理課長、総務部管財課長、市民部生活文化課長

用語集

	用語	用語の意味	掲載ページ
ア 行	アクセシビリティ	高齢者、障害者を含むだれもが、さまざまな製品、建物、情報、サービスなどを支障なく利用できるかどうかの度合いを示す言葉。	13
	一般会計	市税を主な収入源として、行政運営の基本的な経費や事務事業を執行するための事業費を計上して経理する会計。	39
	雨水管渠整備	雨水を排水するための排水路等を整備すること。	39
	SNS	Social Networking Service の略。インターネット上の交流を通して人とつながるサービス。	12,13,15
	NPO	Non-Profit Organization の略。民間非営利組織。行政や企業から独立して、社会貢献や慈善活動などの公益的活動に従事する非営利組織。特定非営利活動促進法（NPO法）では保健・医療・福祉・社会教育・まちづくり・国際協力など20の活動分野を指定している。	43,63,70,74
カ 行	介護給付費	介護サービスを利用するのに必要な費用のうち、本人利用負担分（原則サービス対価の1割）を除いたもの。半分を保険料、残り半分を公費で賄っている。	46
	学校評議員	学校運営に関し学校外から幅広く意見を求める観点から、教育について知識や見識のある方に委嘱する委員。	69
	家庭的保育事業	市の認可を受けた家庭的保育者が各自の居宅等で行う定員規模3人まで（家庭的保育者が補助者を雇用した場合は5人まで）の小規模の保育事業。	59
	起債（市債）	市が事業を行うために必要な財源を調達するために、借入を行うこと。	17
	北多摩北部医療圏	医療法により「東京都保健医療計画」において定められた小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市及び西東京市の5市からなる二次保健医療圏。	51
	行政BPR	行政における Business Process Re-engineering の略。既存の業務の流れや運営体系などを抜本的に見直し最適化すること。	16

用語		用語の意味	掲載ページ
カ行	協働	市民活動団体や行政、企業など、異なる主体同士が、互いの長所を生かしながら、協力して課題解決に取り組むこと。	12,24, 42,53,71, 74,78,79, 81,87
	現金主義会計	収益及び費用の計上の時点について現金の収入及び支出の時点を基準とし、現金の収入がなければ収益とせず、現金の支出がなければ費用としない会計方法。	17
	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。	53
	公営企業	地方自治体が経営する上・下水道、交通、病院などの公益性が高い事業。原則として当該事業の経費はその事業の収入を充てる独立採算による運営が求められる。	39
	公共施設マネジメント	公共施設を自治体経営の視点から総合的に管理運営及び有効活用する仕組み。	16
	高齢化率	65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。	44
	子ども家庭支援センター	子どもと家庭に関する総合的な支援をめざして設置され、育児の不安や家庭での子育て相談のほか、児童虐待や子ども自身の悩みにも応え、地域の子育て支援活動の推進をめざす機関。	50,63
	子ども・子育て支援新制度	平成27年4月よりスタートした子どもや子育てに関する様々な課題を解決するための制度。幼児期の学校教育や保育の質の向上、待機児童の解消などへの取り組みを行っていく。	58,59,63
サ行	財政調整基金	大幅な税の収入があった場合などに積み立て、予期しない収入減少や支出増加が生じたときに取り崩すことにより、年度間の財源の不均衡を調整し、長期的な視野に立った計画的な財政運営を行うための基金。	17
	ジェネリック医薬品	後発医薬品。新薬の特許が切れた後に他の会社が同じ有効成分を用いて製造・販売する医薬品。	55
	資源循環型社会	生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、廃棄物の発生と天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会。	82,83

	用語	用語の意味	掲載ページ
サ 行	自主財源	地方公共団体が自主的に徴収または収納できる財源をいう。地方税、分担金・負担金、使用料、手数料などがある。	17
	自主防災組織	住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」そして、「自らの地域は自ら守る」という考え方に立って、自主的に防災活動を行う組織。	28, 29
	指定管理者	地方公共団体が、指定管理者制度に基づき、公の施設の管理運営を行わせるために、期間を定めて指定する民間事業者など。	70
	指定文化財	文化財保護法に基づき、国や県、市町村が指定選定して保護の対象としている文化財。	74
	シティセールス	地域の持つ資源や魅力を広く発信し、イメージや知名度を向上させることで、地域の力を高めるための活動。	23
	児童虐待	親または養育者が子ども（18歳未満）に対し、身体的・精神的に危害を加えたり、適切な保護や養育を行わないなどのこと。身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（不適切な養育・保護の怠慢）、心理的虐待の4つのタイプに分類されている。	62,63
	市民大学	市民生活や地域の課題に対応できる学習の場として、地域の人材を講師として講座を行うもの。	71
	市民農園	市が農園を借り上げ、市民に貸し出す農地。市民が季節ごとの野菜づくりや園芸を通じて土に親しみ、生産の喜びを味わう。市民相互の交流やコミュニティづくりにも寄与する目的を持つ。	20
	社会保障・税番号制度	国民一人ひとりに12桁の番号（マイナンバー）が割り振られ、社会保障、税、災害対策などの分野で行政手続の効率化を図るための制度。	16
	受益者負担	特定のサービスを受ける者に対し、受益に応じた負担を求めること。	17
	小規模保育事業	市の認可基準を満たした保育施設が、0～2歳児を対象に、定員規模6人以上19人以下の少人数で行う保育事業。	59
情報公開制度	「東久留米市情報公開条例」に基づき、だれでも行政文書の開示を請求することができる制度。	13	

	用語	用語の意味	掲載ページ
サ 行	情報セキュリティ	I T分野におけるセキュリティのうち、情報セキュリティについては、情報の漏洩の防止、情報の改ざんや破壊の防止、情報が常に利用可能な状態を維持すること。	16
	親水化事業	水や川に対する親しみを深めることができるよう、公共下水道の整備などに合わせ、水辺などを美しくよみがえらせ、市民の憩いや安らぎの場とする事業。	39
	人事評価制度	任用、給与など人事管理の基礎とするために、職員の発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価。	18
	生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、禁煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群。糖尿病、高血圧症、脂質異常症、心疾患、脳血管疾患、がん等を含む。	53,55,88
	生産年齢人口	生産活動において労働の中心となる15歳以上65歳未満の人口。	15,17
	生産緑地	市街化区域内において、緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として指定する地区。指定されると、農地等として維持するため、建築物の建築等の行為が制限される。	21,35,36
	セキュリティ	I T分野では、データやシステム、通信路などを暗号や防御ソフト、アクセス制御機構などを用いて技術的に保護し、機密漏えいや外部からの攻撃・侵入、盗聴、改ざんなどの危険を排除すること。	16
タ 行	男女共同参画社会	男性も女性も、互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず自らの意思によって社会のあらゆる分野において個性や能力を十分に発揮できる社会。	15,87
	地域型保育事業	定員規模が19人以下の少人数で行われる保育事業。小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業に分けられる。	59
	地域子育て支援センター	保育士などの専任の職員を配置し、地域の子育て家庭の育児不安などについての相談や助言、子育てに関する情報提供、子育てサークルの育成・支援を行うことにより、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るための施設。	63

用語	用語の意味	掲載ページ
地域コミュニティ	地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会の構築を共通の目的として構成された集まり。	20,25,30,70
地域福祉コーディネーター	地域での身近な相談支援に対応するとともに、制度やサービスにつないだり、地域住民や関係機関(民生・児童委員、地域包括支援センターなど)とのネットワークづくりなど地域を「つなぐ」役割を担う。	42,56
地域ブランド	地域内外の資金・人材を呼び込み地域に好循環をもたらし、持続的な地域経済の活性化を図ることを目的として、地域に存在する自然、歴史・文化、食、観光地、特産品、産業などの地域資源の付加価値を高め、差別化を図るもの。	20
地域包括ケアシステム	介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスを、一体的に受けられる支援体制のこと。	44,45
地域包括支援センター	平成18年の介護保険法改正に伴い創設された、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくために、保健、医療、福祉のさまざまな面から、総合的に相談に応じ、支援していく機関。	42,45,46
地区計画	一定の区域を単位として、地区の特性に応じた土地利用の方針を定め、その方針に基づき、道路、公園などの配置や建築物に関するルールを定めることにより、良好な市街地環境の形成、保持を図る制度。	36
地産地消	地域生産地域消費の略。地域で生産された農産物などをその地域で消費すること。	20,21
地方公営企業法	地方公共団体が経営する地方公営企業が、企業としての経済性を十分に発揮できるよう、その組織、財務、職員の身分取り扱い等について定めるもの。	39,40
透水性舗装	舗装内の空隙を利用して路面に降った雨水を、そのまま地中に還元する機能を持つ舗装。	34
特定財源	収入の段階で用途が特定されている財源。国庫補助金や地方債、使用料などである。	17
都市計画道路	都市計画で定められる都市施設のうち、都市計画決定された道路。都市の骨格を形成するとともに、自動車交通体系の根幹となる。	34,37

タ
行

	用語	用語の意味	掲載ページ
タ行	都市計画マスタープラン	都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。都市や地域の将来像を定め、都市計画・まちづくりの指針となるもの。	36
	都立六仙公園	東久留米市のほぼ中心（中央町三丁目）に位置し、北多摩地域における緑の拠点として計画された約15ヘクタールの都立公園。	35,36
ナ行	二次保健医療圏	一般の医療需要に対応するために東京都が設定する区域で、入院医療を圏域内で基本的に確保し、医療機関の機能連携に基づく医療サービスや、広域的、専門的な保健サービスとの連携などにより、都民に包括的な保健医療サービスを提供するための地域的単位。	51
	ノーマライゼーション	障害のある人もない人も、社会の一員として、お互いに尊重し支えあいながら、地域のなかでともに生活する社会こそが当たり前の社会であるという考え方。	48
ハ行	ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、被害の範囲や程度、及び避難場所・避難経路の位置などを示した地図。	29
	パブリックコメント	意見公募手続。地方自治体などが重要な施策などを定める際に、事前に案を示し、その案について広く市民から意見や情報を求めるもの。	13
	バリアフリー化	障害者や高齢者などが生活を営むうえで、支障がないように、建物や道路などの設計・施工を行うこと。	13,25,33,34,48,87
	PDC Aサイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の4段階を繰り返し、業務を継続的に改善する手法。	18
	ヒートアイランド	人口集中による熱の大量放出、都市化によるコンクリートやアスファルトなどの人口物の増加、自動車、エアコンなどによる排熱の増加、緑地などの自然空間の減少により地表面での熱の吸収が行なわれず、都市部に熱が溜まる現象。郊外よりも気温が高くなり、等熱線を描くと、都市部を中心とした島のようなことからこのように呼ばれる。	20
	平成の名水百選	環境省が選定した全国各地の「名水」とされる100カ所の湧水・河川（用水）・地下水。東京都内では「落合川と南沢湧水群」が唯一選定されている。	78,88

用語		用語の意味	掲載ページ
ハ 行	防災行政無線	都道府県及び市町村が「地域防災計画」に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用する無線局のシステム。平常時には一般行政事務に使用できる。	29
マ 行	まち・ひと・しごと創生総合戦略	人口減少社会に歯止めをかけるため、国は平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、同年12月に日本の人口の将来を示す「長期ビジョン」とこれを踏まえた5カ年の政策目標や施策をまとめた「総合戦略」を策定。市では平成27年度に「人口ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を行った。	5
	民生・児童委員	民生委員は厚生労働大臣から委嘱された民間の奉仕者であり、児童福祉法による児童委員も兼ねている。高齢者や児童などの生活状態の適切な把握、相談や助言、その他の援助を行うこと、福祉サービスの情報提供などの活動を行い、行政とのパイプ役にもなっている。	42
ヤ 行	屋敷林	農家などの家屋の周囲に植えられた林。防風・防火など家屋を保護する効果がある。	79
ラ 行	レセプト点検	保険医療機関または保険薬局から審査支払機関を通じて提出された診療報酬・調剤報酬明細書（レセプト）が、保険者へ正しく請求されているか点検すること。	55
	レファレンスサービス	図書館において必要な情報や資料を探す際、図書館員がそれをサポートするサービス。	72,73
ワ 行	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会をめざす概念や取り組み。	15,18

《写真提供》

基本目標「地球環境にやさしいまち」：土屋 守久氏（市内在住）

東久留米市第4次長期総合計画

後期基本計画

発行／平成28年3月

発行者／東久留米市

編集／東久留米市企画経営室企画調整課

住所／〒203-8555

東京都東久留米市本町三丁目3番1号

電話／042-470-7777（代表）

FAX / 042-470-7804

E-Mail / kikakuchosei@city.higashikurume.lg.jp

